

# 第61回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

平成26年9月25日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（石黒永剛君） おはようございます。  
昨日に引き続き、早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまです。  
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（石黒永剛君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。  
通告に基づき、順次議長より指名します。  
まず初めに、2番、千種和英君の発言を許可します。

〔2番 千種和英君 登壇〕

2番（千種和英君） おはようございます。議席番号2番、千種和英です。  
本日は、通告書に基づき2件の質問をさせていただきます。  
まず、1件目は、佐用町南光ひまわり祭りについて。2件目は、次世代を担う人材の育成についてです。  
1件目ですが、前回の6月議会において、長期的なビジョンでのまちづくりについてという一般質問の中で、まちづくりにおいても経営感覚が必要であり、その経営資源である「ひと」「もの」「お金」「情報」について、町長の見解をお尋ねしました。  
その答弁の中でも、「もの」、つまり地域資源の一つにひまわりを挙げられました。その地域資源を活用し、本町の観光資源として大きな位置を占める佐用町南光ひまわり祭りが、7月19日、土曜日から8月3日、日曜日までの16日間にわたり開催されました。  
従前の取り組みの成果である認知度の高さに加えて、本年度も多くのマスコミ報道のおかげで、期間中はもちろんのことその前後も、南光地区の各地、そしてそれ以外の町内の各地・各施設に、多くの入込み客があり、大いににぎわいました。  
神戸新聞の記事によると、インターネットでの情報発信が功を奏し、毎年の課題であった渋滞緩和にも一定の成果が見られたと思います。  
ただ、危惧するのは、近年同様の取り組みが県内外各地で行われているため、この成果を継続するためには、他地域との差別化が必要だと感じております。  
そこで、本事業について以下の点を町長にお尋ねいたします。  
ア) 本年度の入込み客数及び、事業直接的収入及び経費について。  
イ) 近年の入込み客の推移について。  
ウ) 本年度の事業自体の成果及び課題について。  
エ) 事業以外の町内全体への関連効果について。  
オ) 来年度以降における取り組みについて。  
カ) 他地域の取り組みとの差別化として、単独事業・短期事業と捉えるのではなく、このブランド力を利用した農業支援等の広域的・長期的な事業としてはどうでしょうか？

以上を、この場からの質問とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めておはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず千種議員からの1点目のご質問でございます、佐用町南光ひまわり祭りについてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、本年度の入込客数と、事業収入及び経費でございますが、本年度のひまわり祭りは、7月19日から8月3日までの16日間開催をいたしました。来場者数は、駐車台数より換算して8万6,700名余り、駐車台数は2万351台でございます。

収入といたしましては、駐車料金収入が950万円余りとなっております。ただし、本年度は、最終の土、日2日間は、ひまわりの見ごろを過ぎてしまったために、駐車料金をいただいております。

経費につきましては、一般会計のひまわり祭り運営費により対応させていただいております。現時点において、約930万円の歳出予定額となっております。ただし、現在、清算中につき、最終決算額ではございませんのでご了承ください。

次に2点目の、近年の入込客の推移でございますが、先に述べたとおり駐車台数から換算をいたしました。ひまわり祭り期間中の来場者数は、平成24年度が7万9,000人余り、平成25年度が8万5,000人余り、平成26年度は、先ほど申しましたように8万6,700人余りで、本年度が合併後最高の来場者数となり、おかげさまで年々増加傾向にあります。

ひまわり畑全体では、今年度11万1,100人余りで、昨年度の11万3,300人余りから若干減少いたしました。昨年と比べ開園期間が10日間短かったことを勘案すれば、多くの皆様にお越しをいただけたものと考えております。

次に3点目の、本年度の事業自体の成果及び課題についてであります。まず、成果についてであります。本年度から、地元からの要望に基づき実行委員会にて協議をして、地元が徴収される入場料を100円から200円に値上げをいたしました。この件に関しましては、大きな問題もなく、ひまわり畑の維持・運営の観点からお客様にご理解いただけたものと受けとめております。また、近年まれにみる悪天候にもかかわらず、ひまわり祭り期間中の来場者が合併後最高となったことは、地元の方々のご努力と、町ホームページのひまわり情報等による細やかな情報、また、マスコミによる多くの情報発信の成果によるものと喜んでおります。

続きまして、課題についてでございます。まず、道路渋滞への対応が重要な課題でありました。ひまわり祭り期間中の日曜日には、時折渋滞が発生をし、地域住民の皆様やご来場者にもご迷惑をおかけしております。昨年度は、佐用インターチェンジから会場まで3、4時間かかる渋滞が発生をいたしました。本年度は、早くから町ホームページにおいて日曜日の渋滞について情報提供したところ、平日の来場者が増加をし、日曜日の渋滞緩和につながったものと思います。

次の課題といたしまして、最近ひまわり畑による観光事業が全国各地で開催されるようになってまいりました。本町では、お客さまにより楽しんでいただくため、地元自治会長をはじめ実行委員会において協議をして、物産テント村のテントの更新や暑さ対策としてミストシャワーの設置、会場内誘導の充実などを進めております。また、町ホームページによる細やかな情報発信にも取り組んでおり、今後も、多くの皆様にお越しいただけるように努力をしたいと思っております。

次に4点目の、町内全体への関連効果についてであります。まず、本町のPRの面から大きな役割を担っております。テレビ、ラジオ、新聞、雑誌各社からの取材依頼があり佐用町の名が広域的にPRされております。

また、自家用車でのお客様は、ひまわり以外でも観光や食事を楽しみたい方が多く、周辺の直売所や笹ヶ丘荘、ガソリンスタンドやコンビニ、また、ホルモンうどんや鮎をはじめとする飲食店、平福の町並みなど様々なところをご利用いただいております。町内での関連効果は非常に大きなものがあると受け止めております。

次に5点目の、来年度以降における取り組みについてでございますが、まず、ひまわり祭り会場内の畑への進入路の整備等、施設面での改善も図ってまいります。お客様が安全に楽しんでいただけるよう改善を進めたいと考えております。

また、ひまわり祭りを通して、本町の農産品や加工品をより効果的にPRをし、特産化を進める工夫も必要でございます。今後の大きな課題ではございますが、商工会と、さらに連携を深め、既存の商店等にお客様が足を向けていただける取り組みや、若手農業者をはじめ農業の育成につながる施策も検討していかなければならないと思います。

なお、本町のひまわりと、宍粟市のゆり園や西栗倉村を広域的に結ぶ観光マップによるPRにも取り組み始めたところではありますが、より充実した事業となるよう広域的な事業展開についても検討を進めたいと思います。

最後に、他地域との差別化とブランド力を利用した広域的・長期的な農業支援等についてであります。先に述べましたとおり、淡路・丹波・但馬ほか周辺他府県においてもひまわり関連事業が多く実施をされている中で、本町のひまわり祭りのブランド力を継続していくためにも、これまで説明しました取り組みを、より充実をさせていくとともに、他事業との融合も必要であります。商工会で研究中の佐用地鶏は、さようヒマワリ地鶏として今後事業推進をされる予定であります。また、佐用青年農業者の会として、若い世代の農業者がひまわり祭りで出店を始めていただいております。さらに、農産物直売所等においてもひまわりを有効活用し、既存の加工品の市場拡大及び新たな農産品・加工品等の開発、特産化に結びつけていくなど、より柔軟で効果的なひまわりブランドの活用を図ることが、お客様にとっても、現在のひまわりの魅力をさらに高めるとともに、地域産業の振興に繋がると考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

まず、この事業において忘れてはならないのは、やはり、栽培をされている地元地域の方々への取り組みへの感謝だと思っております。それをなくして、この事業は成り立たないということで、まず、経済的な利益も、当事者である地元への還元というのを最優先に、私も考えていったらいいのではないのかなと思っております。

その上に立って、佐用町全体に広域的、長期的な効果を広げるべきではないかと考えております。先ほどの答弁では、そういったお答えがありましたので、それに関しては心強く思っております。

また、他地域というのも、いろいろと私も調べたんですけども、当然、ひまわり、佐用町が先鞭を取ったからかもしれないけれども、いろんなところで、やはり同じような取り組みが始まっている。そちらにも、やはり集客があるということで、非常に将来を危

惧しておるんですが、それに関してもご理解をいただいているということですので、それも納得をさせていただきました。

ただ、先ほど効果の中で、町内各地への関連した効果があったというふうに言われておりましたが、確かに、あることはあるんですけれども、私も、ほぼ毎日会場へ行って、いろんな方のお話を伺った時にですね、もう少し、お客様へのおもてなしというのをしてはどうなのか、というふうに考えております。

食事をするところ、休憩をするところ、佐用町としてのお土産、地元の瑠璃寺でありますとか、佐用町の一番大きな観光スポットであります天文台等との観光施設との連携。また、佐用町の自慢であります自然、千種川等での自然遊びでありますとか、回遊、体験というようなツアーを企画して行って、より広く周りで楽しんでいただけるような事業にしていけばよいのではないかと思います。それについてですね、今回も夏、ずっとお邪魔をして、暑い中、町職員の方も、やはり非常に頑張ってくださいました。

しかしながら、周辺の雇用、何か仕事につながることはないのかなというのを一番に疑問に思いました。

先ほど言いましたような、いろんな観光資源を上手に活用して、地元の仕事が創出できるような取り組みに関しては、お考えがあるのかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） ひまわり祭り、先ほど、お答えさせていただきましたように、年間10万人以上の方が、佐用町を訪れていただいています。

ただ、これ本当に短期間、一気にですね、来ていただく。観光資源として、本当に季節的なものなんですね。ですから、なかなか1年を通した集客ではない。だから、そういう仕事につながっていかない、そういう面は、これやむを得ないと思っております。

この期間だけでも、経済的な効果は相当あるというふうに思います。

先ほど、お話のように一つの、これから町内の、いわゆる観光資源と連携したツアーみたいな形で、そして、町内の施設への経済効果、また、仕事にもつながるといことがね、これができる一番いいなと思います。

ただ、1日何千人もですね、来ていただくわけですから、その大部分、大きいのは、観光会社のツアーですね、観光ツアーを組んでおられますので、なかなかまあ、そういう1日で、いろんなポイント、ポイント行って、食べて、見てという、その観光ツアーになりますと、どうしても、ひまわりを見て、岡山の桃狩りをしてとか、ぶどう狩りをするとか、まあまあ、そういうようなところが非常にメインになっているように思います。

先ほどもお答えさせていただいたとおり、町内だけでというのはなかなか難しいので、近隣ですね、去年からやっておられます千種スキー場のゆり園。また、西栗倉村のほうですね、このあたり一帯的に、こういう地域での観光ルート、こういうものをできるだけ近い中で、ルートを設定することによって、町内の道の駅でありますとか、味わいの里でありますとか、町内のお店、ホルモンうどんなんか、かなりこの期間中は非常に、いっぱい利用していただいておりますけれどもね。飲食店。ガソリンスタンド。そういうところへの、また、誘客をですね、図ればなというふうに考えます。

ご質問の、何か雇用につながるようなものというのが、先ほど言いましたように、こういう本当に1カ月ないんですよね、短期間で。また、たくさんの方が来ていただいている

という中で、その間だけの仕事はあるわけですがけれども、後、それが継続して1年を通した仕事というのは、なかなか難しいというのが現実で、非常に残念ながら現実の問題だと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2番（千種和英君） その点に関しては私のほうも納得をしておるんですが、このひまわり祭りというのを捉えた時にですね、祭り、イベント自体は、2週間ないしは3週間弱なんですけど、やはりこの佐用町におけるひまわりのブランド力というのを、戦略的にしていくには、先ほど言われましたように、その農産物、拡販とかですね、佐用町ヘリピートとして来ていただくためには、もう少し広い意味で、また、長いスパンで考えていくような取り組みにはできないのかなというふうに考えております。

2週間の雇用というんじゃないしに、これを年間通じて、佐用町の魅力として発信しているような、何か新しい働き方、仕事ができないのかなというふうに思っています。

今回、この質問をさせていただくに当たりまして、いろんなところへヒアリングに行かせていただきました。その中で、一つ気になったのが、関係者の方からのお話で、収穫した種が余り気味になっているというようなことをお聞きしたんですけども、その点につきましては、町長としては、ご認識、ご理解はいただいているでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） ひまわり、本来、見るということだけでなく、これを加工品、種をとって、この特産品、加工品として販売していくと。これ、旧南光町の時代から、ああしてひまわり館というのをつくられて、そこで油を採取すると。搾るといって、そういうことをされてきております。

ただ、当初からですね、ひまわりの加工したものの販売ですね、それがなかなか、その大量に販売ができない。売れてないというところがあります。

そういう中で、ひまわり館のほうでは、種については、これを買取するという形になっております。そこでひまわり館の経営の面でも、非常に厳しいといえますか、買取っても加工できない、売れない。そういうことで資金繰りも非常に厳しくなる。そのために町として、こういう支援をしなきゃいけないと、そういう状況になっております。で、ひまわりの種を、全部、自動的に買取るという。その年によっては出来、不出来が非常にあって、これも必要なものは、在庫として持たなきゃいけないんですけども、それ以上のものを、どう販売、処理いうんですか、使っていくか。ほかへも販売ができるのかということ、なかなかほかにも販売しても採算が合わない。町としてそれに相当、価格的な保証をしておりますので、ほかへというのはなかなか難しい状況であります。

現状としては、そういう状況であることを、私も十分に認識をいたしております。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

そうですね、私も、今回、行ってびっくりしたんですけども、なかなか、その搾油をするところまでいかない。搾油をしても売れないんで、そのまま置いてあるということを知っていたんで、ぜひとも、そういった新しい商品の開発でありますとか、販路開拓等々の新たな対応策を取っていただければと思います。

また、このひまわりというのは町花であります。今、南光地域を中心に、こういった南光ひまわり祭りという形でされておるんですが、この、やはり疲弊している中山間地域の佐用町、南光以外の地域においても、こういったひまわりを使った町おこし、この事業を、町全体へと展開をしていったらどうかなと思っておるんですけども、そういったことに関してのご意見はいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 先ほどのご質問にも通じるんですけども、このひまわりをですね、いろんなもので、町内、先ほどお話のように雇用につなげていくとか、事業にもつなげていくとか、他へ波及をさせていく。この中で、やはり一番大事なものは、このブランド力と申しますか、このひまわりを通して、佐用町が、いろいろと町外、県外にですね、PRして、佐用町を広く知っていただくという、そういう、その大きな力になっているというふうに思っております。

ですから、先ほどのように、一月に満たない中で、ひまわり祭りということでやっておりますけども、毎年、この佐用町ですと、ひまわりというものは祭りをし、このひまわりの町とかですね、ひまわりを通して、佐用町を知っていただく。

また、そのことを、やっぱり一つの町のブランドとして、ブランド力を高める大きな力になっているというふうには思っております。

それを利用して、これはちょっとほかの話にもなりますけども、今、何とかできないかという構想を練っております特産品の販売所ですね、直売所。それはやはり、なぜあの場所かとか、今、いろいろと議論はあるんですけども、やはりひまわり畑、あそこを中心にした、近くで一つの拠点として考えることが、それも一つの大きな力になるのではないかなというふうに思っております。

その中で、ひまわりをいろんなところでもつくったらいいじゃないかと。ただ、これはですね、いいのか、効果が高まるのか、もう一つばらけていって、今は、先ほどお話のように、県内でもいろんなところでひまわりを栽培して、花というのは、一番皆さんが喜ばれる、好まれること。どんな花でも、花をつくれれば人が見に行く。来てもらえる。見てもらえるというものだと思います。

で、そういうことですから、例えば、ほかの地域でも、ある程度の一定した広さのひまわり畑をつくれれば、そこには来ていただけるとは思いますが、ただ、やっぱり観光客が、いろんな所に行かれます。今、やっているひまわり祭りの期間中、10万人来ていただけた方が、バラバラにいろんなところに行かれて、そこで、なかなか、じゃあ十分にイベントとして、大きな祭りとしてできるかという、それはなかなか難しい。かえって、今、現在行っているような、ひまわり祭りという、一つのマスコミにも大きく取り上げていただいて、毎年宣伝もしていただいて、毎年、観光ツアー、バス会社、観光会社がですね、ツアーにも組み入れていただいて、継続ができるようなものをちゃんと維持してい

ないといかんと思うんですね。

そうなると、ほかのところでは、また、ほかのやり方というのがありますし、今は、お花としてはなかなか管理が非常に難しくって、継続するのに、非常に苦勞いただいております。上月の菖蒲園にしても個人的にずっとね、苦勞されてやっただいて大垣内のアジサイ園。こういうところを逆にしっかりと支援をしていくということ、そういうことも大事なかなというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） 分かりました。

町長のおっしゃる、集約の方向性ということで納得をさせていただきます。

その中で、先ほど言われましたように、こういったことを実行委員会制度で運営をされているということなんですが、こういった事業を、先ほど言いました2週間ないしは3週間の短期的なイベントだけの捉え方じゃなしに、長期的な戦略という面から言いますと、こういった事業全体をプロデュース、再プロデュースするような必要性を僕自身は感じております。

やはり人の動きだとか、広報だとか、企画等々を専門家、または専門家に近いような人材を育成、または招へいしてはどうかなというふうに考えるんですけども、町長のお考えはいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） このひまわり祭り、先ほど、千種議員も、まずお話いただいたように、その一番基本といいますか、一番大切なのは、地域が、皆さんが、この栽培をずっと続けていただいて、場所においても、その地域の農地ですね、農地の減反の政策、これを地域みんなで協力して、そのローテーションを組んで、場所を決めてですね、そして、ずっとこれを、開花時期をお互いに調整をしながらやっただいていっているという、非常に、その点は、これが私はよさではないかと思うんです。言えば、地域の農家の方が中心になってやっただいていっている祭りなんですよね。

で、実行委員会をつくってやってますけども、実行委員会の中では、どうしても、そこに出店したり、ああした、いろいろとお祭りとしてですね、来ていただいた方に休んでいただいたり、物を買っていただいたりというところがあります。それから、人の調整をしないといけないので、集落も、それぞれたくさんの集落で参加していただいておりますので、そういう意味での実行委員会、当然、調整をしているんですけども、私は、今、千種議員がお話の専門的なプロデュースを入れて、このひまわり祭りを、何か、もっとお客さんにアピールできるようなものにしていったらということかというふうに思うんです。どういうことを、今、イメージして言われているのか、ちょっと私自体、十分に理解できないんですけども、私は、今の手づくりの素朴なところもある田舎の祭り、このよさというのは残して、そこは継続して残していくことが必要なかなというふうに思います。はい。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） はい、分かりました。

今回の質問では、佐用町南光ひまわり祭りという一つのコンテンツ、内容を特化して具体的な詳細をお尋ねしましたが、私自身考えているのは、やはり佐用町の観光行政、取り組み全体に、こういった考え方を生かしていただきたいということで、今日、今回の質問をさせていただきました。

本件については、質問を終わらせていただきます。

続きまして、2件目でございます。1件目の質問と同様に前回の経営資源という「ひと」についての質問でございます。

最近、佐用町には、佐用町に興味を持ちファンになった複数の若者の団体が、自主的に、そして定期的に本町を訪れてくれております。

彼らは、地域住民や役場若手職員とも民間の交流をし、地域活動に積極的に参加をしてくれております。

このような新しい活力を、本町のまちづくりに活用したいと考えております。

そこで、以下の点を町長にお伺いいたします。

ア) 外部の若者・地域の若者・若手職員等を対象に、交流・意見交換を通じて人材育成につながるような、何か施策は考えられていませんか。

イ) 彼らにIターンを促進するために、何か施策等は考えられませんか。

以上です。

議長（石黒永剛君） 町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目のご質問であります、次世代を担う人材の育成についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、外部のと言いますか、町外の若者、地域の若者、そして役場の若手職員を対象に交流・意見交換を通じて人材育成につながるような、何か施策は考えられないのかということですが、町外の若者グループと役場の若手職員との交流の一例といたしまして、私の存じておるところでは、V I S I Tというグループがございます。

これは、千種議員も支援をいただいて活動をされているということですが、この団体は、主に京阪神に住む20代の社会人、大学生、また、留学生など様々な方が特技を、それぞれが、また、特技をもつメンバーで構成をされており、約2年前から住民と交流を深めながら、町内の人やお店を紹介した雑誌「ビズコム」という名前の雑誌の刊行や、佐用町内外の方を集めた町内ツアーの開催など、地域密着の活動を精力的に行っております。

また、地域の若者の一例といたしましては、積極的に、また、多面的に活躍をいただいております商工会青年部や、若手農業者で組織された青年農業者の会など、これからの地域経済を支えていく世代の団体がございます。

このような、様々な立場で活躍をされている若者達と役場若手職員が交流・意見交換を行うことは、本町の将来への大きな力、また、財産となるというふうに考えております。

若い新しい活力をこれからのまちづくりに生かすために、団体の自主性、また、自由性を尊重しつつ、交流推進に町としてもできる限りの支援はしていきたいというふうに考え

ております。

次に、彼らにIターンを促進するために、何か施策は考えられないかということでございますが、Iターンのみならず、Uターンも含め、人口の流出への歯止であったり、流入による増加に力を入れていくことは、今、大変重要なことだと認識いたしております。

しかし、そのためにどんな施策がとれるのか。そういう方々、対象者ですね、非常に一人ひとりが、いろいろと考え方も違いますし、思いも違います。そういう、いろいろな方への支援策というものを、町として、一つに、例えば絞った施策をつくるというのは、非常に難しい点があるかと思えます。

今回ご質問の、本町を定期的に訪れて、ご活躍いただいている皆様においては、これは、受け入れの制度や施策があるなしにかかわらず、人と人とのつながりで活動をいただいているものと推測をしております。しかし、どんな施策があれば、こうして佐用町に定住をしていただけるのか。また、皆さん方が、どんな施策を望んでおられるのか。そうした、佐用町に実際に継続的に活動をしていただいている若者、そういう方々、当事者から一つ、ご意見を聞かせていただいたり、要望を聞かせていただいたり、そういうところから、本当に効果的な支援策、施策を考えて行けたらいいなというふうに、私は思っております。

IターンやUターンの方々も、生活面での優遇制度があるから定住したり、地域活動に参加するということではなくて、佐用町の環境や地域性・人間性に魅力を感じていただいているものと推測をしておりますが、町としては当面、今後も継続して活動していただけるように、佐用町の魅力、また、総合的な暮らしやすさ、そういう、佐用町の環境を大切にしていくこと、そういうことに努めていきたい。そういうふうに、私自身は思っております。

以上、具体的な施策についての答弁は、なかなか申し上げることができませんけれども、この場での答弁とさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） 千種君。

2番（千種和英君） 分かりました。

私自身もですね、こういったことの施策という中で、優遇をしていただきたいとは思っておりません。

全国の事例を見ましても、金銭的な支援をしたり、優遇措置をした場合に、それが切れた後に、やっぱり、それで縁が切れてしまうというのがほとんどですので、やはり自立するための支援をしていくのが必要かなと思っております。

そのためには、先ほど、一つの団体の名前が出ましたが、それ以外に、具体的に挙げますと、水害以降ずっと久崎に入っていただいていますチャコネットさんでありましたり、総務省の施策を利用した地域おこし協力隊、その方を頼って各地から、新しい生き方を求められる方が、佐用に継続的に入ってきていただいております。

まず、町当局にお願いしたいのは、こういった状況を把握していただきたいというお願いでございます。

そして、次にお願いするのは、その各種団体間の交流会であったり、意見・情報交換の場を設けていただきたい。

また、地域の方々ですね、それは、自治会長会なのか、センター長会なのか分かりませんが、そういった地域の方々に、こんな人たちが、こんな思いで、佐用で活動しているんですよというような顔見せ、お見合い的な場を設けていただくような、あまり負担

にならないような、しやすいような施策というふうなことで、私のほうは提案をしたいんですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 佐用町もですね、特にああした、本当に大きな災害を受けて、みんな大変な思いをしてきたわけですけれども、そこからたくさん、また、いろんな交流が生まれたということは確かだと思います。これは、大切にしていかなきゃいけないと思っております。

そういう交流をしていただいている、佐用町へいろいろと訪れたり、また、継続的にいろんな活動を地域でしていただいている方々、その内容についてですね、基本的に、ある程度の把握はしていると思うんですけれども、そういう方々との交流ですね、そういうことは、なかなか、今、確かにできていないと思います。

幅広くいろんなことを、やっぱり皆さんに勉強していただいたり、また、活動を、さらに広げていただくためには、今、千種議員のお話のような、まだ、佐用町に来ていただかない、関心のない方に、幾ら関心を持って佐用町に来てくださいと言うより、既に、佐用町内でそうした形で活動していただいている方を中心として、そういう活動、また、新たに広げていただき、ほかの団体にも声をかけていただけるような活動が必要かと思っておりますから、ぜひ今、ご提案いただいたようなことについては、担当課においてもですね、じゃあ、どういう形で具体的にやっていくかはこれからの検討として、方向としてはそういう考え方で取り組んでいきたいなということは、思っております。はい。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。

ぜひ、できることから取り組んでいただければと思います。

そういったですね、今、若手を中心に佐用町に興味のある方が、繰り返し来ていただいているというんですが、やはり、そのIターン、また地元出身者のUターン、またはJターンとかには、幾つかの課題というのがやはりあると思います。

先ほど、最初の答弁でありましたように、町長もご認識をいただいておりますが、やはり住む所というのはどうするんだとか、こちらへ移住してきて仕事はあるのかというのは、これ一番大きな課題の二つじゃないかなというふうに、私は、認識しております。

住居に関しましては、町当局としても空き家の登録制度等々、整備はされておりますが、いかんせん、やっぱり若者となりますと、家を借りてだと、買い取って移住するというのは、なかなか難しいというのが現状でございます。

そんな中で、今、県内の丹波市には、年間、30人、40人の若手の移住者が、ドンドン増えております。これは、どういったやり方をしているかと言いますと、シェアハウス。移住してくる若者、その地域に興味を持った若者が、3人、多い所は10人ぐらいで、一つの古民家を借りる。

シェアハウスと言ってカタカナにすると、すごいかっこいい家みたいなんですけど、実際に訪れてみると、ボロボロの家なんですけども、そこを一緒に直して住む、そういった

プロセス、過程を共有しながら、地域の人たちの援助を受けながら、そこへ移住する。そこで、新しい農業の形であったり、地域の特産の情報発信をしながら働いて行くというような事例も確実に育っております。

そういったことを参考にしながら、佐用町での取り組みにならないか。

また、そこまで最初は難しいのであれば、実は、私自身、水害直後に若手を、ちょっと、こっちへ引っ張ろうかなと、いろいろやったんですけれども、町営住宅を借りれないかというお話をしたんですけれども、その時にも、入居条件には合わないということで民間の住居を探しました。そういった、町おこしでIターン、Uターンをしたいなという方に、お試しでもいいんで、町営住宅の貸与、当然、優遇措置じゃなしに、きっちりと家賃等々は徴収したらいいとは思うんですけども、そういった形で、住居に対しては何かできるような支援、そういった形ができないのかなというのが1点と。

仕事に関してですけれども、最近キャリアコーディネーターという考え方がございます。キャリア、つまり職業を調整するというような考え方であり、また、それをコーディネーターするという人材が、きっちりと職業として成り立っております。

これ、何かと言いますと、先ほどの1点目の質問でもさせていただいたように、いろんなイベントであったり、情報発信、新しい働き方、新しい価値の創造というのは、若者というのは、我々の想像を絶するところで、すごいやっぱりパワーを発揮してくれております。

そういったですね、キャリアをコーディネーターできるような人材を佐用町でも育成であったり、また、育成前でありましたら招へいという形ででも、若手の定住促進に当たるようなサポートができないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） そうした、町外、外から佐用町に来て、最終的に定住をしていただく、その過程は、一気ににはできないと思うんですね。

で、今、そうした地域での若者たちのグループ的な活動の中から、実際人のつながり、また、佐用町に対する思いというものが生まれてくる中で、佐用町に、また、中で仕事をつくり、また、そこで定住をし、そして、そこで今後、ずっと佐用町を支えていただける人材になっていくんだというふうに思います。

その一つの中で、まずは来ていただいて、活動をしていただける場、こういう点については、私は、これだけ町内には、土地と空き家とか公共施設もたくさん、家もあります。そういうところを、今後、提供できるし、利用していただければいいなと思います。

ですから、住宅等については、個人的な私有物というものの中で、なかなか誰でも簡単に、どこがいいからここというわけには、だめかも分かりませんが、そういう、その積極的な、佐用町のためにということの、その形で活動していただける、そういう方であれば、私は、具体的に、じゃあ、どこがどういう形でという話は町として、仲介はできるというふうに思います。住宅等は大丈夫だと思いますけども、一番、大変なのは、今まででも来ていただいても、その仕事ですね、なかなか、来ていただく方がどんな仕事を求められるのか、まず自分で仕事をこう、つくられる。

これまでは、地域で農業をしたり、有機栽培をする、無農薬栽培をするとか、そういうことを目的に来られて、でも、なかなか、それが経済的に生活ができるだけの収入を得ることができない。そういう中で、諦めて帰ると言われるような形のことも再三ありまし

た。

それで、今、千種議員から、そういう仕事をコーディネートする、まあ言うたら紹介をしたり一緒に考えたりと、この点については、なかなか今の町職員では、私自身も、なかなかそこまでの自信はありませんし、それだけの力はないと思います。

1人の力で、そういうたくさんの方に対して生活を保障できるようなコーディネートができるのかどうか、この点は、非常に難しいなと思いますけども、そういう具体的な、活動の中で、その取り組みの中でこういう点はどうかとか、こういう方がおられるとか、そういう方についても、やはり一気に、じゃあ、お願いするとかという問題ではなくって、一つの実績なり実例をつくっていただいたり、そういう人との活動、つながりの中で発掘していく。そういう人材かなというふうには思うんですけども。その点、幅広く、ほかでもいろいろと千種議員は活動されてますから、そういう人脈の中、知り合いの中で、こういう活動があって、具体的に、こういうことの成果を上げておられるというようなことがあれば、また、担当のほうにも、いろいろと知恵を貸していただければと思います。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2番（千種和英君） はい、ありがとうございます。心強い言葉をいただいて、私も、ますます頑張っていこうかなと思います。

そんな中で先ほど言いました、若手ばかりじゃなしに、この佐用町においても総務省の地域おこし協力隊という制度を活用して、若手と言えちょっと失礼なんですけど、若手じゃないんですけど、外部からの人が来ていただいて、地元密着型で、非常に頑張っていると思います。

しかしながら、お1人の方なんで、これ話してしまうと、すごく個人的なことではなってしまうんですけども、やはり任期の切れる、来年3月以降のこの町での生活の仕方というのに、やはり不安を持たれております。

今、全国各地で地域おこし協力隊、相当数、25年ベースでは、978人、約1,000人の皆さんが、全国各地の、この中山間地域のまちおこしという形で、協力隊として活躍をされているんですが、その中で、1年、最長の延長で3年の期間が終わってから、やはり定住されている所というの、何度かお話を伺いました。

そういったところでお話を伺いますと、やはり定住するには、期限が終わってから、その総務省の制度で給料が出なくなってから、どんな仕事があるのかというのを、採用時に、きちんとミッションですね、使命をお示しして、それを3年間継続したら、その地域では、これで食べていけますよというような形で継続をされている地域の事例を何度か聞きました。

ぜひ、佐用町でも、そういった方の期限終了後の定住を目指すような取り組みにしていきたいと思いますと思っております。

それに向けまして、やはり企業支援ですね、ベンチャー、業を起す支援として、全国ではやっております農村レストランでありますとか、先ほど言います若者でしたら、デザイン力、プランナーというような企画提案力、そういったことを持ったクリエイターであったり広報とか、キャリアをコーディネートできる、そういった専門職の若手の働く場の創出というのを、町当局にはお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君）

町長。

町長（庵途典章君）

前半の話と後の話とはちょっと違うんで、同じには話ができないと思うんですけども、佐用町にも地域おこし協力隊、総務省の制度を活用して来ていただいて、地域に入って、その実際の活動については、地域の方も非常に喜んでおられます。町としても、旧の雇用促進住宅を提供して、そういう面での支援をしております。

ただ、これは期限があって、先ほど一番最初に言われたように、いろんな経済的な支援をして、来ていただくというのは、やっぱり、それが終わった時に、そこで終わってしまうという、これは私も、この制度自体も非常に問題あるなど。これが地域おこしの協力隊として、本当に将来につながるのかなという思いはありました。

ただ、その活動、そういう形で支援隊に参加して、地域に来られた方、その人によって、一人ひとりが違います。失礼ですけども、その人の、例えば、経験、キャリアとか能力です、そういうものによって、また、全然違ってくると思うんです。

ですから、最初から、例えば、2年、延長して3年ですね、それが終わった後、こういうふうなミッションがありますよという形まで決めて、受け入れるということは、なかなか地域としても町としても難しい現状です。

ただ、その時には、そういう思いで、どういう形で応募して参加されたのか、その方の、それぞれの思いとか、考え方は分かりませんが、3年間しかないということは、基本的に2年間だという期限があるということは、よく承知の中で来ておられるんだと思います。

ただまあ、2年、3年と地域と一緒に活動して頑張っていたらいいなという事は思いますし、そういう手立てができればと思います。ただ、これ次のね、その仕事、どういうふうに、それを皆さんで、そういう場をつくっていけるのか。これは、元々が難しい中で、そういう制度自体が、そういう制度の中で来ておられますから、難しいなど、その本人の方にも相当の努力をしていただかないと、受け皿を持ってですね、ここでこうしてくださいと。これでできますよというような、そういう簡単な形では、なかなかできないと思います。

ただ、年齢的な問題もありますし、後の部分として言われた、若い人たちが来ていただけるということであれば、本来は、その制度、総務省の制度なんか2年間という、これは一つの助走する期間だという捉え方だと思うんです。それによって、将来へ定住していったり、そこで活動していけるようにつながることを目指さなきゃいけないし、その2年間の活動というのは、そういう形での活動にしていかなきゃいけないと。

今後は、そういうことを踏まえて、やはり、この制度が継続されるなら、その制度の活用をしていかなきゃいけないなというふうに思います。

〔千種君 挙手〕

議長（石黒永剛君）

はい、千種君。

2番（千種和英君）

はい、ありがとうございます。

質問の中で、ずっと何か僕、外から人を呼べ、外から人を呼びたいな形で言ったようですが、やはりこの佐用町にいらっしゃる若手も含めて、この町の大きな財産だと思っております。次世代を担う若手の育成、また、外からも能力のある方々を招へいして、この町の未来が明るくなるように町当局にお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（石黒永剛君） 千種和英君の発言は終わりました。  
続いて9番、山本幹雄君の発言を許可します。山本幹雄君。

〔9番 山本幹雄君 登壇〕

9番（山本幹雄君） 9番議席の山本です。

今日は、河床の浚渫と危険廃屋について、それと佐用駅の改修についての3点について、町長の考えを伺っていきたいと思います。

まず、この場での質問としましては、河床の浚渫について伺っていきたいと思います。

21年8月台風9号による雨は、佐用町において記録的な雨量となり、その雨量により各地で山崩れ、土砂崩れが起き、佐用町全域に大変な被害をもたらしました。

そして、その土砂は河床に堆積し、2次災害も不安視されました。

しかし、幸いなことに国・県による手厚い支援のもと、素早い対応で町内各地の河川に堆積した土砂は浚渫がなされ、また、川幅の拡幅がなされ、町民の皆様も一息ついているところだろうと考えます。

しかし、町内を回ってみると、どう見ても、水害当時の土砂が堆積したままのように見える河川があります。今後、土砂取り計画を、どのようにしているのか。また、計画があるのかを伺いたいと思います。答弁、よろしくお願いいたします。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からのご質問の第1点目の河床の浚渫についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今、山本議員からのご質問でお話がありましたように、平成21年台風9号災害では、山からの土砂で多くのライフラインが寸断されたり、また、土砂による河川の閉塞など、次に雨が降れば、また、2次災害が発生する。新しい災害が発生をするという非常に危険が高い状況が生まれました。

そのために、地域住民の方のご協力のもと、県土木事務所、また、佐用郡土木組合や関係機関が非常に努力をいただきまして、不眠不休でライフラインの確保と堆積土砂の撤去などを行い、2次災害の解消に努めてまいりました。おかげをもちまして、台風9号災害での危険な箇所への堆積土砂は、ほぼ撤去ができたものと思っております。

しかし、溪流に一步入れば、荒廃した谷川や新たにできた水筋が散見されており、少しの雨でも容易に土砂が流出する状態になっております。

この土砂の流出を防ぐために、県では、砂防ダムや治山ダムの建設を逐次行っていただいております。町におきまして、平成23年度より県の補助と災害復興基金を活用して、荒廃溪流等整備事業に、今、取り組んでいるところであります。

河川の土砂撤去につきましては、県の補助事業であります河川区域内の環境整備にかかる美化事業によりまして、2級河川の草刈や土砂の撤去を、河川改修の計画がなく、緊急度の高い箇所より随時行ってまいります。

県におきまして、河川断面の3分の1以上の堆積を標準に、土砂の撤去を行っていただいているところであります。

河川改修が完了しても、新たに土砂が堆積をし、河川断面が侵されれば、今後、また、大雨の時に越流の危険が増しますので、まずは土砂の発生を防止するために、森林の整備が重要であると考え、森林整備の積極的な推進も図ってまいりたいと思います。

台風9号災害以降では、29集落、40箇所土砂の撤去の要望がありまして、県管理の河川については県光都土木事務所にその都度上申を行っております。

本年度の町の土砂浚渫予定といたしましては、幕山川、桜山川、志文川で、今、事業量として約4,000立方メートルの浚渫を予定しております。また、県の工事予定といたしましては、場所は、まだ未定でございますが、約1,000立方メートルの浚渫を行うというふう聞いております。

今後、国・県の補助金なども活用して、災害に強いまちづくりの推進を目指してまいり所存でございます。

以上、このご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9番（山本幹雄君） まだ、完璧ではなく、幕山川、桜山川、志文川で4,000立方メートル等の浚渫を行う予定ということでもありますけれども、まだまだ、それ以外にも、かなり堆積しているところがあるんじゃないかと思えます。

地名を出してええかどうか分かりませんが言いますと、よく私、秋里のほうも行くんですけど、入口はちょっと取っているんですけども、ちょっと入るともう取られてない。ということで8月の末、ちょっとある人らのとこへ行ってまして、小さい重機入ってごそごそしよった。これ、何しよんですかと言ったら。ねっ、この堆積で田んぼに水入れへんのやと。ねっ、井堰の上まで来ておると。どないして、これ水入るんや。まあ、優しくね、優しく言われたんですよ。それ、ほんまやね。どないするんなど。

分かりました。ちょっと一般質問で質問しますはと言ったら、質問するだけであっかい言うて、優しく言われたんですよ。

そんなもん、質問するだけであっかい。取らんとどがいするんやと。それは、そうやなと思いました。

やっぱり、今、田んぼせなあかんいう形で、みんな一生懸命頑張ろうとしておる時に、確かにあっこ井堰が多いんですよ。そやけど、見たら井堰の上まで来たら、この井堰の横からあって、水が流れるようになって、それは、そこまで行ったら水流れませんは。

で、これ何で取らなかったんですかねと言うて、普通だったら、取っておるん違うんですかって言うたら、ちょっと真ん中のあれだけ取って、左右によけただけで終わりやって、こんなばかな話はないわいって優しく言われたんです。

まあ、それはそうやな思うて、ちょっと何とか、これはせな、多分、田んぼするんも皆さん大変だろうし、今でも、この状態であつたら、もしちょっと何かあつたら、もう大変やなど。まして、そこまで来て何もしないということは、水が来たら大変やないのもあります。

だから、田んぼも大変やし、水害のことも考えたら大変やし、そういう状態ということは、この前、昨日ですけども、防火用水の話もされてましたけども、そうなると、例えば、ポンプをつけようかいう時でも考えてみたら、つけるとこあれへんがなというような問題も生じると思えます。

これ、いろんな意味において、何でここを、これだけ放っておるんかなという感じがす

るんですけれども、やっぱりちょっと幕山川も桜山川も志文川も大変ですけども、まだ、県のほうで 1,000 立方メートルの、まだ、浚渫する予定があると言うんだったら、その地域においても、ちょっと考えてもらいたいなと思うんですけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 今、山本議員から直接、その関係者の方からお聞きになって、その河床をというお話です。

河川もたくさんあって、確かに毎年大雨ごとに、取っても、また、堆積をしております。

だから、なかなかそれを、いつも土砂がたまってないきれいな状態にするというのは、本当に難しいんで、毎年、逆に必要な、堆積してひどい所から、実際は事業を行っているという現実です。

で、今、お話の箇所が具体的にどこなのか、秋里の川も、あそこも非常に河床が浅いんですね。割合流れが緩やかなところがずっとあって、井堰がたくさんあります。それで非常に土砂がたまりやすい状況なんで、どの井堰か分かりませんが、どこも、だいたい同じようにたまっているかなとは思いますが。

その中で、下秋里につきましては、当然、新たなというか、26 年度として具体的な箇所の要望もいただいております。

そこだけではなく、実際、今、どれだけの要望箇所があり、また、今後必要なのかということについては、先ほど申しましたように、何十カ所、40 カ所ですね、これも要望が上がってきたり、具体的にしている。もっともっと上流のほうへ行けばあるんですけども、当然、できるだけ早く対応しなきゃいけないだろうというところが、既に 40 カ所ぐらいあるということです。

で、今、大きな川については、この河川改修によって、現在のところ、ほとんど浚渫も含めて工事をやっていますから、それほど大きな堆積のところはないんですけども、災害で工事をしていないところ、特に、志文川なんか、昨年も角亀川のところ、全部いっぺんにやりましたけれども、下流も、まだ、志文川のほうもたまっております。

こうして、今、言われる秋里についても、同じような状態になっているのではないかと思いますので、そのへんは、これは一応、県の管理河川ということですけども、町も、そういう事業として、県から補助金をもらって箇所を決めてやっていますので、また、担当のほうもそういう地域を確認しながら、また、皆さん方の不安を解消するためにも、それは逐次、努力をしていきます。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 山本君。

9 番（山本幹雄君） ここですって言うてもいいんですけど、この場でちょっと、ここですというのは、ちょっと何ぼなんでもまずいと思いますので、だいたい、でも言われている場所は分かると思います。奥のほう。

それで、先ほど言われたように、溪流とか砂防ダムとかいうような、そういうところじゃなくして、あそこも結構、なだらかに奥がありますから。あの近辺、全部、そういう部分があるんで、そういう町民の方の思いもありますので、何とか、よろしくお願ひしたい

などと思います。

続きまして、危険な廃屋について。これ以前にちょっと質問させてもらったことがあるんですけども、佐用町内を見まわしてみると危険と感じられる廃屋がたくさんあるように見受けられます。

特に、問題なのは、以前も言わせてもろたんですけども、道路、通学路の側に立つ家屋が特に問題になろうと思います。道路から離れたところに立つ家屋であるなら、個人の財産管理で済みますが、通学途中、子供たちに何か危険な問題、危険性があると思われるような道路脇に立つ家屋に関しては、何か行政として手立てを考える必要があるのではないかと思います。

以前質問した時には、個人の財産なのでというようなことでありましたが、いつまでも個人の財産なのででは済まされない問題ではないでしょうか。

子供たちに、もしものことがあれば大変なことになり、個人の財産であっても勝手なこととはできないが、行政として、何か打つ手を、その後考えられたか。昨日のある方の質問でもありましたけども、一つ、よろしく答弁のほどお願いいたします。

議長（石黒永剛君）                    はい、答弁、お願いします。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                    それでは、2点目の危険廃屋について、何か手を打つことはできないかというご質問にお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、以前にも山本議員からご質問がありましたし、昨日には、岡本議員からの質問があり、一応、お答えをさせていただいておりますけれども、重なる部分がありますが、住宅の統計調査によりますと、今、まだまだですね、全国でこうした空き家というものが増えてきております。その空き家率は13.5パーセントというような、実際、大変な数字ではないかなというふうに思います。

これが、20年度と比べて、5年間で2万戸以上も増えているという、本当に、この空き家が、ひいてはこれが適正な管理がされない。それが、危険空き家になっていくという、それによって防犯上、また、住宅環境の悪化などをもたらせておまして、全国の自治体でも非常に大きな現在の社会問題となっているところであります。

ご指摘のとおり、町内でもたくさんの空き家がありまして、平成23年度の調査では、廃屋的な危険な空き家を除いても596戸と、これはまだ、修理をしたり、改修をすれば、手を入れれば使えるだろうという空き家が、これだけあるということでありまして、全国の調査でもありますように、年々さらに、これが増加をしているというふうに予測をしております。

しかし、現在のところ、今、お答えしましたとおり、危険空き家であったとしても、なかなか個人の財産という点があり、行政が除却や修繕をすることは困難であり、以前から対応をしておりますとおり自治会、また、近隣の住民の皆さんと相談をし、協力させていただいて、所有者の特定を行って、家屋の状態などを連絡して、危険な部分の修繕や除却の要請に取り組んでいるのが現状であります。

しかし、所在がもう不明という方もいらっしゃいますけども、これは調べれば、大部分の方は、だいたい所在は、この方が相続者であろうという方は、特定ができます。

ただ、通知をしてもなかなか返事が返ってこないというのと、また、すぐに対応をしていただけないというのが、現状でございます。

これまで、そういう中で、危険空き家という形で通学なり通行に危険があつたり、また、

隣の家に危険があったり、そういう点で、自治会なり近隣の方から相談があった場合には、危険の状態、また、その家の相続、誰が持っておられるか、そういうことと、また、現在、周辺に与えている影響などを調査して、その所有者や相続人などに連絡を取って、修繕、撤去をお願いしております。

また、ご質問の子供たちの通学の特に安全について、この点については、教育委員会で、各学校に確認をいたしましたところ、屋根や瓦の崩落がある、廃屋のある地域を、そういう点については確認をして注意を促しております。関係課にも、注意喚起の目印の設置などを依頼して、子供たちにも、そういうところに近づかないようにという、まず、指導は行っているところであります。

ただ、この危険空き家の問題は、子供たちの通学の安全ということは、それは第一でありますけれども、それだけの問題にとどまらず、地域の生活安全上の問題ですね、また、地域の環境の悪化というような問題、そういう問題でありまして、当然これは、なかなか放置ができない状況になってきていると認識をいたしております。

しかし、残念ながら、何度も答弁で申し上げましたとおり、法的に言うと非常に難しい問題を含んでおりまして、全国の自治体でも、この対処に苦慮しているのが実態です。

昨日の答弁でもお話させていただきましたように、管理条例とか規制条例、こういうものを制定していくという形が、今できて、例が出てきておりますけれども、しかし、これもなかなか全てが対応できるというものではありません。

今、できることは、まずは、地域の方と協力をいただき、また、自治会長さんを中心に一緒に取り組んでいただいて、その対処をしていきたいと思っておりますけれども、この規制なり、その対処方法ですね、この点については、何かきちっと町として対応ができるような根拠を、やっぱりつくっていかなくちゃいけないなという思いは持っておりますので、できるだけ早く研究をして、何らかの規制なり、また、対処ができる、そういう方策を研究して考えていきたい、そういう思いで、今、おります。

以上、このご質問に対するご質問のお答えにさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9番（山本幹雄君） 個人の財産をどうするかということなんで、行政として勝手にというのは非常に難しい問題があるなと思うんですけども、どうしても、その空き家を、その個人が手放さないという場合なら別なんですけども、住めるような状態の空き家ということであるなら、その持ち主も空き家に対する管理いうんか、関心というかは持っていると思うんですけども、実際問題、もうはっきり言うて、本当の廃屋みたいになって、潰れかけておるようなところであるなら、逆に、町が土地ごと没収する。そのかわり町が潰すということは難しいんですか。

と言うのは、新潟県、僕ら視察に行きましたね。あの時は、まだ東北の震災がない時でしたけど、あの時に、家を建てましょうと、ただで入ってください。そのかわり、死んだ後には、全部行政がいただきますよというような方向であったと思います。

よく似た考え方として、その空き家は町が潰します。だけど、その土地は町がもらいます。向こう、怒るかも分からんけど、実際、多分、ほとんどの人が、こっちにもういないと思うんですね。土地の持ち主というのが。多分、多くの方ですよ、街へ出てしまっ、いや、もう、それいらんのやという、いらんけど、これだけが困っていると。田んぼでも、そんな人、いっぱいありますは。草ぼうぼうで、街のほうで持っておるんだけどもいう方

があるから、だから、この家を周りに迷惑かけていうことで、あなたが潰さないんなら、うちが潰しますと。当然、潰せば何百万円かの金かかるので、そのかわり、この土地くださいというようなことが言えないのか。

向こうも困っているような土地だったら処分、ちょうどいいんじゃないかというような状況の中で、100人言うて100人が無理でも、何人かは、そういう話に乗ってくる人もいるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 議員もご存じのように日本の私有権、この法律が個人の私有権というものを非常に尊重しております。

ですから、例えば、公共事業で町民、地域のために必要な土地があったと。そこは誰も、長年使っておられない。たまたま調査をすれば、そこに個人の名義の土地があると。この土地一つにしてもですね、これは、ちゃんと全ての相続人から売買にしても寄附にしても、そういう承諾をしたものを全て整えないと、私有権は移転できないし、ですから、その個人の土地を一方的に、管理もされてない、迷惑かけているからというような形で町が収用するということは、これは絶対に、それは当然、日本の国の中ではできません。

場合によっては、例えば寄附をしますからというような話、これは今、逆にかなりあります。

もう管理ができないんで、町に寄附をしたい。これを町が無条件に受けますと、本当に町として活用もできないような土地をいっぱい持たなきゃいけない。それから取り壊し一つにしても、200万円、300万円かりますから、そういうものも全部、町が負担しなきゃいけないということになるわけです。

だから、町がそういう対応をしようとする、何らかのガイドライン。規制、条例なり規則をつくらないと、これは無条件にはできないなと思います。

ですから、個人の土地の私有権というのは、日本の国の法律の中で、今も東北の、あの震災の中で、次々と事業を行うのに、一番、この土地の問題というのはネックになって事業が進まない大きな原因になっている。この空き家の問題一つにしても、今言うように、幾ら、管理をされていない土地であったとしても、まず私有権というのは第一に出てきますので、議員が言っておられるようなことはできないということでもあります。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、山本君。

9番（山本幹雄君） 所有権がありますから大変ないうのはよく分かるんで、はっきり言って、時間がたてばたつほどややこしいやね、これ。で、よく河川改修においても大変ないうのもあって、何か、河川改修の時、説明会に行くと、明治時代の中で云々、くんぬん言われて、大変なんですよ言われておる説明もありましたから。確かにそうなんですけど、まだ、所有者が1人や2人の時ね、これがばっと広がれば、もう一気に広がりますから、そういう時に、その話、だから10人が言うて10人じゃなくても、1人でもいいから、そういう話ができないかなと。

ただし、当然、潰すことによって、今、200万円、300万円言われましたけど、200万

円、300万円かかりますから、そこを補助金出して云々言うたって、半分出したって100万円からという話やから、それだったらもう、あなたが、この土地いるいうんだったら別ですけども、もしあれだったら寄附という形でくれたらうちがしましようということ。

ただし、もろた土地だったら、町が宅地造成いう形で、特別会計も持ってますけども、そこを、また宅地として販売できる。当然、家が建っていた土地ですから宅地として販売。

僕が言うておるように、特に、道路沿いなんかであるなら、こういうずっと入ったところありますね、集落の中へ入って。そんなところ家建てんぞというようなところも、ずっと上月の奥のほう見たらありますけども、そういうところじゃなくして、道路沿いなんかだったら、はっきり言って、町が所有すれば、販売。安くなりとも、例えば200万円で潰したら、200万円ぐらいの販売にはならないかなという、宅地としてね。そういうことも可能じゃないかなと思うので、10人言うて10人が無理でも1人か2人でも、そういうような人間が当たってOKが出る。さっきも言ったように、所有権がいっぱい広がってしまっているようだったら難しいけども、そうではないようだったら、話ぐらいはしてみてもいいんじゃないかなと思うんですけども、難しいですか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） その空き家なり危険廃屋があるその周辺の条件ですね。その土地が、非常に、また、いろんなほうに活用できるとか、土地の価格、周辺の価格が高いとか、そういう条件によっては、また、違ってくると思うんですよ。

ただ、そういうところでは、なかなか、じゃあ、寄附をしますというようなことは難しい点もあると思いますし、今までの例でも難しかったのは、売りたいんだけど、ただ、もう既に、それぐらいの廃屋になっていくような家でしたら、ほとんど相続というようなことがされてなくて、既に相続人がいっぱいいらっしゃる。だから、相続人が、皆が同じ形で同意をするということが、はや難しいというような例も、実際にはありました。

だから、こういう1軒、1軒条件が違うので、相談を受けて、その中で、自分は、例えば、こちらに帰らない。場所的にも、これ何かに使えるけども、皆、相続人の方々も、皆放棄したいと、そういうような相談があれば、それは、町として、土地の後の活用とか、その販売ができるとか、そういうことをよく検討をした上で、そういう可能性が高いと、できるということであれば、それは、地域の皆さんにも協力いただいて、例えば、町が寄附を受けるということは、これは全くないと、できないということではないと思います。

ただ、どこでも、じゃあ、それを受けるということになると、これは本当に際限なくなってしまう。これまでも、町として、まだ廃屋、危険空き家ではなかったんですけども、空き家等について、現在、平福の駐在所が建っているところ、あの建物なんかは町に寄附の申し出をいただいて、町が駐在所の移転先を探しておりましたので、ちょうど場所的にもいいということで、町が寄附を受けて建物は町のほうで除却したと、そういうことは実例としてあります。

そういう場所なればできますけども、集落の山裾のほうで、なかなか後誰もね、なかなか活用ができない、住むことがないだろうというようなところまで含めて、際限なくするということは、やっぱり町として難しいなと思っております。

[山本君 挙手]

議長（石黒永剛君） 山本君。

9 番（山本幹雄君） 分かりました。

際限なくそういうところに手を出しますと、本当にこう、とんでもないことになってしまいますし、これからも空き家も、ドンドン増えていくと思いますから、そうではなくして、できるところだけ寄附という形でいただけるというようなところがあれば、そういうところだけ1軒でも2軒でも、何とか、いい方法の中で、そういう危険空き家を何とか1軒でも2軒でも減らしてもらいたい。そういう思いで言ってますので、方法論は、ちょっと一つ僕がこんなんどうですかと言っただけで、それが正しいとは言いませんけれど、いい方法があれば、ドンドン推し進めてもらいたいと思います。

そしたら次に、佐用駅の改修について伺いたいと思います。

佐用駅には、私、最近よく行くんです。で、その度に思うんですけども、佐用駅というのは、構内が1段下がって、そこを通ると21年水害のようなことがあったら、あそこ改札口大変なことになるなど。間違いなくここは水没するなというふうに思います。

ホームから改札口へ戻れないということになり、駅員のいる改札口は、本当に大変だなと思います。

そして元気な方はいいんですけども、そうでない方には、大変不便なホームということになります。

姫新線の乗車人口を300万人という時に、この不自由な駅、ホームはいかがなものかと思います。

今年は、姫新線乗車人口が300万人をオーバーしそうですが、恒常的に300万人に乗車していただくと考えたら、不便でない利用しやすい駅にする必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員最後の質問でございます佐用駅の改修についてということでございます。

現在の佐用駅の状況、これは以前から、いろいろと、この改修の必要性というのは、一般質問でもいただきましたし、私自身も、できればもっと使いやすい駅に改修できればという思いはあります。

今、お話のように構造上も、浸水災害時の浸水対策、これまでの大雨の時にもう2回以上駅が水没したという状況であります。

将来的には、そういう意味で、バリアフリーも含めて、佐用駅を使いやすい抜本的な駅舎の改修、こういうことが必要だということは、当然、認識はしております。

ただ、これまでもお話させていただきましたとおり、その方法としては橋上駅、今、姫新線の播磨新宮駅、また、本竜野駅も、そういうふうになりましたけれども、線路の上に駅をつくって、駅の上から下へエレベーターなりエスカレーターでおりると、こういう駅の形が考えられます。これまで私も駅の構造なり、あの駅がどうしてああいう駅になったかという過去のことについては、十分、当時のことを知っておりますので、智頭急行と姫新線、これが佐用駅で交差をしたわけです。智頭急行が、当時、工事を休止して、今の三セクで新たな工事、運行するために再開した時に、当時の設計から変更されて、今のような智頭急と姫新線が同じ平面ですれ違うという駅の構造に変更されたんです。これは、予

算の問題があったと思います。

その中で、狭い中で、線路を何本も走らせたものですから、プラットホームの幅が非常に狭いんです。それと、プラットホームの位置が、駅舎から一番端に階段がくるという構造にならざるを得なかったんですね。

で、向こう側の姫新線のプラットホームが、5メートル20センチぐらいあるんですね。それで智頭急行のプラットホームというのは、入口のところで4メートルないんです。真ん中で4メートルぐらいだと思えるんですけど、そういうふうに、非常にプラットホームが狭いということで、そこにエレベーターとか、エスカレーターを設置すると、横に十分な通路が取れないんです。そういう橋上駅をつくるというだけなら、私は試算しておりませんが、4、5億円もあれば駅舎の改造はできると。新宮駅とか、本竜野駅の例を見ますと思うんです。しかし、一番の問題は、そのプラットホームの幅を広げようとすると線路の方線を変えてプラットホームを広げなきゃいけないと。これは、大変な事業になります。非常に影響範囲が大きくなって、今、運行しながら線路をかえるというのは、大変な工事になると思います。

そういうことで、ここ用地もありませんし、それから費用も莫大な費用がかかるということで、なかなか、具体的にこの佐用駅の改修、根本的な改修というのができないと。このことを、これまでも、皆さんにずっとご説明をさせていただいたところでございます。

そういう物理的な問題があるんですけども、もう一方で、幾らでもお金をかければできるんじゃないかという話なんですけれども、国土交通省のこの鉄道駅のバリアフリー化の推進ですね。これは国としても実際、支援はしております。そういう中で、やはり基準がありまして、1日の利用者数が、現在、昔は5,000人と言っていたんですけども、今、3,000人。3,000人以上の駅を原則としてバリアフリー化、当面するという目標なんです。これも、全国どこでもできているわけじゃないんですけども、そういう目標で、今、その制度はあるわけですけども、いかんせん佐用駅の1日の利用者は数百人ということで、一桁違ってきます。この点においても、国の助成を利用してJRがこの事業を実施することは、これは不可能に近いというふうに言わざるを得ないと思います。

そういうことで、できないことばかり言いましたけれども、これは現実の問題として、はっきりと皆さんにお伝えしなきゃいけないので、そういう点をお話させていただいて、それも町単独で、ましてや、これを改修するというようなことは、これは町としては負担できないということを言わざるを得ないというふうに思っております。

じゃあ、どうするんだということでもありますけども、姫新線の場合におきましては、佐用駅で利用される方、これはそういうことで仕方がないんで、体のご不自由な方、特に、車椅子の方、こういう方のご利用の場合には、事前に連絡いただいて、役場職員が行って、車椅子を持ってですね、階段、乗降を助けているという、そういう対応をさせていただいております。もう一つ、姫新線の場合ほかの3駅ですね、三日月、徳久、上月、この駅舎は、一応バリアフリーができております。

ただ、三日月駅と上月駅は片側だけなんで、反対側に渡らなきゃいけないんです。その両方が使えるのは徳久駅なんです。徳久駅は、上下線とも同じ側に全て止まります。で、非常にフラットで利用しやすい駅になっています。

非常に申し訳ないんですけども、そのへんも、こういう駅だということもPRして、町内の方で、同じ車で迎えられる方は、そこの徳久駅も利用していただきたい、そういうふうに思っております。

特に、今度、小山安川線の道路改良で姫新線の線路の下のカルバートを大きく改良します。そこのカルバートを新しくつくるために、両側、道路も改良します。道路改良に伴っ

で徳久駅の駅前も、もっと車が乗降しやすいように、広場を整備したいということで、徳久駅前の広場、この用地も買収が終わっております。

今後、このカルバート工事と同時に、この徳久駅前の広場、車の乗り降りがしやすいような広場にもかえていきたい。ということで、当面、一つ、利用される方にはご協力をいただきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 山本幹雄君。

9番（山本幹雄君） 昨日、母が、ちょっと宝塚へ、この前、一緒に大阪へ行っておって、ちょっと別個になって、母だけ昨日帰って来たんです、智頭急行で。で、智頭急行で帰ったということは分かると思います。佐用駅なんですよ。

で、佐用駅へ帰って、年いっておるから、やっぱり階段を一気によおりないということで、ちょっと苦勞したということを言うてました。

だから、徳久駅がいいのもよく分かる。上月駅も片方だけでもバリアフリーというのもよく分かるけども、やっぱり全部、きれいに使えるようにせないかなというのを、こうつくづく思っていました。

佐用駅だけの問題かいうと、この前、姫路を中心に広域連合をという話、説明聞きました。それ、通常国会で地方自治法が改正され、人口 20 万人以上の拠点都市を中心に近隣市町が連携する新たな広域連合が盛り込まれると。こうした中枢拠点が周辺の市町と連携協約を結びいうて県内でということになっておるんですね。

これの中で、1番、圏域全体で官民が一体となって成長戦略云々があつて、2番で、高度医療や大学、地域的な公共交通網の整備などを圏域全体で高度な都市機能を確保するとありますね。

それで3番が、ICTを使っていろいろ遠隔医療、介護サービス拠点で、姫路を中心とした、そういう広域連合をつくるということをしています。

で、この姫路ということは、どういうことかいうと、この中枢都市の連携は姫路を中心として、佐用町でも行政報告で説明されたが、総務省が 2014 年度に実施するモデル事業には、全国で 14 件の提案があり、11 地域が選ばれた。その中に姫路も入っているということなんやね。これは、言わんでも町長、よく知っておることやろうし、逆に、僕らも聞いた。

そういうことであるなら、医療も介護も姫路を中心にしようと言いながら、医療に行こう、介護に行こう、うちのおやじもおふくろも、循環器で入院して手術したことがありますし、日赤で両方とも入院したことがあります。

医療も介護もして、広域連合をしようとした中で、電車に乗ろうとした時に、乗れないというのは、これ言うとうことが矛盾だらけじゃないか。

3番においては、1番、2番は中核やけど、3番に言うたICT治療と沿革いうて、介護設備の拠点とかいうんだったら、それ以外の、その地域においても交付税の割り増しが、もう決まっておるんやね。それは、今年度じゃなくして、また、当然、来年度、何ぼ、その交付税の割り増しが決定されておるかいうのは分かりませんが、やっぱり姫新線が佐用郡の公共交通の要であるのは間違いないと思うので、非常に頭の難しい問題かも分からんし、プラットホームの幅も狭いかも分かりませんが、何か手立てを考えてもらいたいなというふうに思います。

この前、さっき言うたように、僕、おふくろと大阪へ行きまして、あべのハルカス上がったんです。俺とおふくろとお姉と。それで、天王寺駅から近鉄駅、高架ですは。あれ、駅が高架じゃなくして、向こうへ行く橋、そこもエレベーターなんですね。これやっぱりすごいなと思いましたね。

だから、おふくろ足が悪いけど、そこへ行ってエレベーターで上まで上がってきて、僕、高い所嫌いですから、あまり好きじゃないんですけど、おふくろが行こういうものでついに行ったんですけど、やっぱり大阪行ったら、やっぱりすごいなと。

環状線の福島駅から、あることで間まで行ったんですけども、環状線の福島まで行ったら、奥のほうにね、エレベーターが上がる所があると。外れですね。

やっぱり、そういうことを考えたら、真ん中にドン（とつけるの）は難しいけど、端のほうにだったら、4メートルあったら、何とかエレベーターできないかなと思ったりするんですね。そこらへんも、ちょっとこう考える余地はないかと思うんですけど、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今、日本の国もドンドンと、特に都市部はですね、大変な土地改造で、地下も、また地上、空中、本当に、こういうことができたらいいなというふうには思いますけれども、それだけ人がいて、いろいろと、そこで経済活動がされているということがあるわけですけども、なかなか地方において、そういうことができない。条件が整わないということでありまして、先ほど言いましたように、国においても条件を緩和したといっても、1日 3,000 人というような、一つの全国、まだまだ、そういうところがたくさんあるということの表れではないかと思うんですけどもね。

ただ、ここ町、まずは、一つは、そういう財政の財源の問題と同時に、構造的な駅の駅舎、欠陥、欠陥と言ったらいいのか知れませんが、もうでき上がっているものから、仕方ないんですけども、一番端につくるということは、一番離れた所につくるということになるんですよ。

で、プラットホーム見ていただいたように、姫新線はちょうど真ん中に、階段が両側にあるんです。けども、智頭急行は一番端に階段があって、そこからプラットホームが、ずっと西へ伸びているんですよ。そうすると、どうしても、その姫新線、両方とも橋上駅しなきゃいけませんので、姫新線と智頭急行とのプラットホームが互い違いになっているんですよ。特に、その智頭急行が問題であって、智頭急行のプラットホーム全体が先へ行くほど段々と細くなっています。4メートルなくなってしまう、ずっと細くなってしまうんですよ。

そういう所があって、できるんだったら、一番階段寄りのところにつくらなきゃいけないと。でも、階段寄りのところに、前もお話あったように、そこにエスカレーターをつくるにしても、エレベーターをつけるにしても、そのプラットホームにつけると、その横の通路幅が全然取れないんですね。エレベーターの幅というのは、だいたい2メートル幾ら。エスカレーターでも、構造的にね、柱立てて全部要りますので、要るんですけども、そうすると、もう、そちら、行き来ができなくなるんですね。そういう構造的な、いわゆる、そういうことをしようとすれば、欠陥があるということで、その点においても、非常に難しいということを少し、ご認識いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 山本君。

9 番（山本幹雄君） 構造的にあんまりいい駅ではないというのは、十分理解するんですよ。

私も、実はよく行くんです。いろんなあって、見るんですけども、でも、やっぱり不便だという部分があるし、その 3,000 人という部分があると言いながらも、これ交通の基本法とかいうので見ると、国の施策とか、地方公共団体の施策とかあって、そういう中で、8 条、9 条見ると、地方公共団体はあたりしながら、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとなっておりますから、公共団体は、そういうことを考えないといけないという部分と。

また、13 条で、政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないということだったら、国のほうも本来予算措置しなければいけないということになるんで、国のほうにも、ちょっとお願いしながら、何かいい方法を考えないかかなという部分と、16 条なんか見ると、国民は、日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学、通院その他の人又は物の移動を円滑に行うことができるようにするためとかいうのがありまして、その交通手段の確保その他必要な施策を講ずるとあります。

やっぱり、そういう意味において、いろいろ書いておるのを見ると、ありますけども、やっぱり何とか頭が痛いし、そう簡単ではない問題だし、物理的にも非常に難しい問題かも分かりませんが、何か、お金の問題もあるんだろうけども、お金の問題は、これに書いておるように、そういったことを国としては、するというふうなことに法整備上はなってますので、何とか、特に今の過疎化がひどいと言われてますね。佐用だけじゃなくて、全国的に過疎化の問題もありますし、弱い年寄りの人が、こっちへ帰ってきよう、Uターンしよう、I ターンしよう言いながら、電車に乗る。こんな不便な電車乗れませんと言いましたら、Uターンも I ターンも J ターンもないんで、やっぱり基本的な、ここに住んでもらうと思う基本的な部分が、ちょっと佐用町の問題なのかという気がするんで、町長として、非常に難しい問題ではありましようけれども、前向きに、いろいろな方法を検討してもらいながら、物理的なものも考えてもらいながら、今後、いい方法を考えてもらいたいと思います。

一応、時間も来ていますので、これで今日の一般質問は、終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（石黒永剛君） 山本幹雄君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後 1 時 15 分とします。

午前 1 1 時 5 5 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（石黒永剛君） 休憩解き会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を続行します。  
4番、廣利一志君の発言を許可します。廣利一志君。

〔4番 廣利一志君 登壇〕

4番（廣利一志君） 4番議席、廣利でございます。

午前中の河床の浚渫のところでも、町長のほうから答弁がありましたように、森林の整備というところが出ましたけれども、森林資源計画に基づきまして質問をさせていただきます。

今回の森林資源計画について、山林を所有している、いないにかかわらず町有面積の8割を超える面積を山林が占めている状況からして、少なからず大半の町民が何らかの影響を受ける。このことが今回、森林資源計画では前提になっていないのではないかと。

しかしながら、計画に基づき山林の間伐が行われようとしてしています。今、全町民を巻き込んだ議論が必要なのではないのでしょうか。

以下、幾つかの点について、町長、担当課の見解を問うものです。

まず、策定委員会についてお聞きをいたします。策定委員会の委員は、学識経験者、行政、森林組合のほかは、山林の関係者ばかりでありました。消費者、女性など一般町民は入っておりません。また、大事なことは公募委員も入っていないということです。

次に、この計画は大半が人工林で、杉、ヒノキの間伐については詳細にページも割かれ、補助金も具体的に、さらに説明会のチラシまで用意されています。

しかしながら、町有面積の8割を超える山林面積の半分に当たる約1万2,600ヘクタールの広葉樹も、カシ、ナラ、クヌギ、ケヤキ、クリなどであるにもかかわらず、その活用について触れてはありますが、一般的であり不十分であります。保水力のある広葉樹の間伐について、もっと具体的にきちんと説明をいただきたい。

山林の問題は、40年、50年先を見据えた問題であります。大半の山主さんは、平成6年、7年の雪害、平成16年の台風で大きな被害を受け、さらには恒常的な木材価格の低迷などで山林経営について、どこか諦めに似た気持ちを持たれ、意欲をなくされているのが現状です。

今回の計画で、人工林に対して団地化しながら、森林経営計画に基づき間伐を進め、木質バイオマス発電に供給するため、チップ化すること等が述べられています。その後のフォローを森林組合がどうかかわっていくのか、もっともっと具体的に示していくことこそ、今、本当に必要なのではないのでしょうか。

まさに、森林組合が従来の請負いの仕事が大半というところを大転換させることが、今、問われているように思います。積極的に、前面に営業力を展開することが要請されているのではないのでしょうか。大型機械を町が購入し、森林組合に貸与していく。町と森林組合との関係は従来と何ら変わらないのではないのでしょうか。

営業力を強化し、雇用を増やし、山主さんの要請に応えられるようにしていくことこそ、今、求められているのではないのでしょうか。この計画では甚だ心もとないというふうに思っております。町長の決意を聞かせていただきたい。

私は、組合長が兼務、しかも行政のトップ、町長が組合長という形では、今後、計画を実現していくことは難しいのだというふうに思っています。

トップセールスは極めて大事だし、重要だというふうに思っております。計画を絵に描いた餅にしないためにも、ここは町長の英断が必要なのではないのでしょうか。ぜひ、民間

出身者をトップに据え、営業力と森林組合の体力を強化することこそが、今、問われている。そんなふうに思います。町長の見解を問うものであります。

以上の点について、町長及び関係課の決意、見解を聞かせていただきたいというふうに思います。この席からの質問とします。

議長（石黒永剛君） 答弁願います。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員のご質問にお答えいたします。

森林資源計画についてのご質問でありまして、町におきましては、議員ご発言のとおり町域の8割を占める森林の、多面的機能の発揮対策や森林資源の活用方策について、平成25年度において地域再生事業を受けて、これによって検討を重ねてきたところでございますが、森林の多面的機能は、ご承知のとおり木材生産に限らず、治山・治水・自然環境保全・地球温暖化防止など多岐多様に及びます。そこで行う森林整備は、当然、森林所有者のみに恩恵があるわけではなく、流域をはじめとして、町域、県土の防災、自然環境の維持などの広域的な役割を担っていると考えております。

そうした木材生産以外の、それらの機能を発揮させるために森林整備を行うためには、県が実施をしておりますように県民緑税等、広く住民の皆さんにも、その費用の負担をいただき、公費による事業の支援を行っていくことが、今後とも必要になってくるというふうに思います。

そこで、効率的な財政運営と住民の皆さんの負担の軽減のために、森林施業による森林整備を行うことにより、森林の多面的機能を維持、拡大させようとするものであり、決して、この計画は森林所有者のみを対象とした森林資源活用計画でないということを踏まえて、まず、その点、ご承知をいただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、まず、計画策定委員会の委員会構成についてでございますが、先ほど申しあげましたとおり、本計画は森林施業により森林環境を改善しようとするものでございます。しかし、議員もご承知のとおり、林業経営は長年大変厳しい状況が続いておりまして、不採算性を主たる原因として山林が放置された結果、現在のように荒廃した森林が多く存在している状況であります。その対策として、まず第1に、もうかる林業を目指し、林業を再び産業として成立させることで、人が山に入るようになり、その結果として森林環境が自ずと改善されるものと考えております。

そのため、本町における林業の核である造林された杉、ヒノキの針葉樹施業を活発に行うために、その分野について、より深い専門知識とプロの意見を得ることができる委員構成とさせていただきました。しかし、かといって、消費者等林業に直接関係のない、いわゆる川下の意見をないがしろにしているわけではなく、それらはコンサルタントの持つ豊富な知識やデータを活用し、あわせて女性技術者から女性目線の提言を得て計画を策定したところであります。

次に、広葉樹林整備に関してであります。議員ご指摘のとおり計画書に詳細な施業方法等までは掲載はできておりません。これは、現時点において森林所有者の負担なしで大規模な広葉樹林施業を行うことが、制度上も非常に困難であるためであります。ただし、大径木化した広葉樹林の環境への悪影響は、私も再三申し上げておりますとおり、十分認識しておりますので、その対策を引き続き模索しているところであり、広葉樹林におきましても、当然、計画の対象としております。

当面は、県による里山防災林整備や野生動物育成林整備と、住民の皆さんで行っていた

だく森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業や、住民参画型の里山林再生事業など、さまざまな事業を複合的に活用しながら、広葉樹林の整備も進めてまいりたいと考えております。

次に、木質バイオマス活用に対する森林組合のかかわりに関してでございますが、森林組合は町の林業の核となる事業体として位置づけておりますが、本計画は町の森林行政の目指すべき方向性を定めたものであり、森林組合の詳細な業務や経営方針を定めるものではございません。

しかし、森林組合においては、木質バイオマス活用も含め、林業のあらゆるシーンで、その役割を果たしていかなければならないと思っておりますので、引き続き行政との連絡を密にとり、連携して森林行政を推進してまいり所存であります。

その中で、林業機械の導入に関しまして、議員の町が高性能機械を買ってという点については、その解釈に誤りがあるようではありますが、森林組合が国の補助を受けて森林施業や高性能機械を導入するものでありまして、組合経営の安定化を図るために、町はその費用に対して随伴して補助を行おうとするものでございます。

組合経営は、昨年度は辛うじて黒字決算を結ぶことができましたが、その前年度は大幅な赤字でございました。森林組合の主要事業が、保育施業から搬出間伐へとシフトしていくのにあわせて、当然、それに応じた林業機械等設備投資も必要となりますので、森林整備促進の観点からも、組合の事業拡大及び推進に対する支援を行い、あわせて組合経営の安定化による雇用の拡大、森林所有者や組合員への還元、災害に強い森づくりを実現してまいりたいと考えております。

最後に、町長と組合長の兼務についてということでございますが、現在、森林組合に求められております最も大きな役割は、森林施業の事業者、主体となる事業者として、町の森林行政としっかりと連携をして、組合員の利益の確保にも努めながら森林の公益的機能の維持に貢献をしていくということではないかと思っております。

しかし、先ほど申しましたように、組合の経営は大変厳しい状況ですし、組織そのものも非常に小規模な公益的な団体でありますので、現在は、町行政と財政的な結びつきのみならず人的な連携も重要ではないかと思っております。

そのため、過去の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、行政と組合との連携強化と業務の円滑化を図るために、現在のところあえて私が兼務をしておりますので、その点は、ご理解をいただきたいと思っております。

議員のおっしゃるとおり、トップセールスと組織力の強化は極めて重要であることは認識しておりますので、本年4月より森林組合に事務局長を配置し、そのいろいろと対外的な、また交渉も、計画についても活動をしていただいております。

また、今後、組合事業の拡大と経営の安定を図りながら、組合長として相応の報酬が支払えるような状況になれば、そういうふうな状況に早くしたいと思っておりますが、専任の組合長を置くことについて、組合の理事会等にも諮らせていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、廣利君。

4番（廣利一志君） 策定委員会のところについて、町長の見解も、今、お聞きしまして、林業経営の厳しさとプロの目線でというところの答弁もありました。

で、山の問題、森林の問題というのは、当然、その森林所有者、山の所有者だけではなくて、関係者ということ言えば、たくさんの方が、実は、所有者以外の方も関係者だというふうに思っております。

養蜂家、蜂を飼っておられる方、あるいは山野草の収集、希少動植物の保存等に関係する方々、さっきもちょっと触れられましたが、下流域の漁業の関係者の方、この方たちも広い意味では山林の関係者というふうに思います。

で、少数者の方々ではありますが、仮に、この方々が策定委員会に入っておられたら、それぞれの立場から貴重なご意見を聞かせていただくことができたろうし、貴重な意見が聞けたというふうに思います。

一般消費者、女性の方々というのは、山の問題、あるいは森林の専門家ではありませんが、裁判員裁判という例もあります。一般の人、専門家ではない人が、その目線でバランス感覚のとれた意見が、実は、聞けたのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 廣利議員のおっしゃることが最もな点だと思います。

ただ、廣利議員のお話されている結果、この森林資源活用計画ですね、この成果物が出ておりますので、それをもとに、当然、これに対しての問題点をお話されているのは、よく分かるんですけども、この計画をつくる当時の経過ですね。前提は、やっぱりちょっとご存知ない点が多いと思うんです。そこのところを少しお話させていただいて、ご理解いただきたいんですけども、私は、この森林資源計画、今回つくっているものは、絶対的なものではないと思ってます。

これは、佐用町全体の森林資源の活用についての指針になるようなもので、こういう取り組みというのは今までやってなかったんですね。

一つは、大きなきっかけは、兵庫県内で、ああしてエネルギーの問題の中で、この森林資源をバイオマス発電の資源として活用をしていくという事業が、片方で、先に生まれてきたんですね。これに対して、この地域として、佐用町として、どのようにこれをうまく活用、このバイオマス発電事業をですね、取り入れて、森林資源の活用につなげていくのか。こういうことを早く計画、その方法をですね、具体的なやっぱり方策につなげていかなきゃいけないと、そのために、こうした計画が必要だろうというところからスタートしております。

で、それが、この地域再生事業という補助金をいただいて、そして、これは年度途中でスタートしたんです。その年度内に、また、この事業を完了しなきゃいけないと、そういう中で、的を絞ってきたのは、当然、これまで間伐事業を行ってきた、この杉やヒノキの人工林、これの一つ管理について、これを搬出間伐、利用間伐でないと補助金が出ないということが片方にあって、これをどうバイオマス発電なんかにつなげていくのか、そこをですね、ある意味では、どうしても中心に計画をつくらざるを得ないといえますか、つける必要性があったわけです。

ですから、当然、広葉樹等につきましても、バイオマス発電なんかの燃料、資源としては、これはもう針葉樹、杉やヒノキ以上に私は資源としては豊富だと思います。

でも、そこにはまだそうした国の制度、こういう森林整備に対する補助制度というようなものが、具体的なものがないわけですね。

だから、今、制度がある中で、その採算性もある程度考えて、どういう施業を行い、どういうルートで、この事業に取り組んでいけるのか、こういう点を重点的に活用計画という形で計画をしました。だから、広くこれからこの計画の中身を、もっともっと掘り下げていかなきゃいけない部分がいっぱいあります。当然。だから、そこは、これからもっと掘り下げて行けばいいし、当然、そういう計画に変えていかなきゃいけないと思いますので、決して、これを大前提に全てのことを、これから動かしていこうと、やっ払いこうというわけではないという点で、一つご理解をいただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4番（廣利一志君） ぜひ、これからの森林経営計画というのが、団地化しながら、地元の自治会等々で、そういう説明会等々があると思いますので、ぜひ先ほど言いました、山の関係者はほかにもおられますので、確かに少数者ではありますけれども、その方々の意見もどこかで聞けるという形を取っていただきたいなというふうに思います。

で、この森林資源計画、完全なものではないということなんですけども、広葉樹のところについては、私も何度か、今までお聞きをしているんですけども、補助金が、当然、人工林が対象ということですから、そのところは理解をしておりますけれども、広葉樹が、やっぱり、この町域の山の半分が広葉樹だということ、それから、広葉樹は、やっぱり保水力があるというふうに言われてますので、このところがですね、この半分以上を、また、この後ちょっと、いろいろちょっとお聞きしようと思いますけれども、この森林資源計画で見ると、この広葉樹を三つに分類すると。なりわいの森、エネルギーの森、集いの森という形で区分がされておりますけれども、このなりわいの森というのは、萌芽更新と言いまして、20年ぐらいの木であれば切っても、また芽が出てくるということなんですけども、そういう箇所、民間業者によるシイタケの原木、まきなど付加価値の高い広葉樹を生産すると。これが、なりわいの森だと。で、主体は、行政でも実は森林組合でもありません。民間業者というふうになってます。

エネルギーの森ですけども、整備遅れの広葉樹林と。ここでは皆伐を視野にチップ材として搬出と。だから、保水力のある広葉樹を、これが実は、エネルギーの森というのが、実は、整備遅れの広葉樹、雑木というふうに言われてますので、これが皆伐あるいはチップ材というところは、午前中、森林の質疑の中でもありましたけれども、森林整備、災害対策というところで、大きな問題が出てくるのではないかなと。ここも実は、主体は素材生産業者ということなんです。

集いの森は、集落周辺のアクセスのよい森林を、住民の方が作業自体を楽しみ森林整備を行う。ここ主体は地域の住民ということなんです。

だから、補助金云々というところはありましたけれども、町長のお考えも、広葉樹に対するお考えもあると思いますけれども、ここは森林組合なりが、あるいは行政なりが、もうちょっと主体的に入っていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） この本来、この中国地方ですね、中国山地。ここにある日本列島全体がそうなんですけれども、広葉樹というのは、これはこれまで長い歴史の中でもエネルギーとして全部活用してきたわけです。それは、鉄の生産であったり、また、日々の生活の中で炭やまき、そういう形で使ってきて、それも自然再生をするのが日本の気候なんです。ここが一番強いんですね。

世界的に見ても、皆伐してしまって、結局、山が再生をしない。それによって、いわゆるはげ山というような状態になっていって民族が減ぶとかですね、衰退して行くと、国が衰退したという例は、歴史的にもありますけれども、日本という国は、針葉樹は別ですけども、こうした広葉樹と言われるものは、皆、皆伐しても、また、15年、20年で、また芽が出て再生をしていくという、非常に効率のいい山林資源が存在してきているわけです。それを今、40年、50年、60年という放置した中で、大径木になっていると。

ここは、やはり利用としては、そうしたエネルギーとして利用する分については、面積は針葉樹がだいたい半々ぐらいということですけども、私は、そのエネルギー量として、木材が持つエネルギー量としては、これはもう、その広葉樹のほうが各段に多いと思うんです。

ということは、針葉樹という杉やヒノキ、これは全て燃料にするわけではありません。建材として、用材として使えないものを、エネルギーとして、燃料としようとしているわけでありまして、実際、今、既にやっている施業、例を見ても間伐した木のだいたい2割から3割、多くても3割、2割ぐらいしかないんですね。

だから、広葉樹の場合で言えば100パーセント、全部がそういう資源に出せる、出さざるを得ないんですね。それしか使い道がないところがあるんですけれどもね。

そういう中で、これまで、今、ずっと放置された中で利用できてきたのは、シイタケの原木とか、一部そのチップ、その紙の燃料としてのチップは出されてきてました。町内にも、そうしたことを仕事として、林業という形で事業、仕事をされている方がいらっしゃいます。そういう方に頼ってきたところです。

だから、当然、森林組合としても、その量的に、そういう方では間に合わない、今後、エネルギー供給として、バイオマス発電の燃料としても広葉樹をやっぱり、かなり供給して、出していかないと量的にも間に合わないと思います。

そうなった時に、当然、森林組合も、そういう事業を行っていくということは、それは視野には入れております。

ただ、皆伐をして、災害とか何とかいう話になるんですけれども、私は、本来は皆伐、針葉樹と違って、後、先ほど言いましたように自然に再生をしていくものですから、根は生きています。だから、皆伐をしていいわけです。

ただ、一番問題なのは、長く放置してきて大きくなっているんで、これが、なかなか新たに芽が出てこないというような、そういう状態になっているということも懸念されます。

それと、鹿の被害ですね。鹿が出た芽を食べてしまって、1年、2年となると、結局、根そのものが腐ってしまうというような問題。これは、県の中でも、いろいろとお話をさせていただいているんですけれども、そういう問題が片方にあります。基本的に広葉樹というのは、皆伐をするということが前提で、決して、それによって災害が起きるということではない。

逆に、大きな木をそのまま残しておくことのほうが、災害に弱い。ということは、木が大きくなりすぎて倒れたり、それから山の斜面からずり落ちる、そういう危険性のほうが高い。今、広葉樹、針葉樹のほうで非常にそういう土砂災害、山腹の崩壊なんか懸念されますけれども、このままですと、場所によっては広葉樹林のほうも非常に危険なところも出てくるというのが、私の認識です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4番（廣利一志君） 町長おっしゃるように大径木については、萌芽更新をしないし、広葉樹を皆伐というところについては、若干、私は、認識がちょっと違うというか、大径木については、やっぱり切っていないといけないというふうに思います。

ただ、例えば、まきだとか、それから、シイタケの原木というのを、これが民間業者、この年々、実は値段が上がっております。で、そこで、やっぱり民間業者任せで、要するに、その材が皆伐という形で、方向になっていくと、実は、災害に強い山づくりというところと、若干違うのではないかなと。

そこは、人工林と同様に行政、森林組合が、今すぐできなくても、どこかでやっぱりリードしていくと。若干、そのあたりもちょっと触れていただきましたけれども、そのあたりが必要なのではないかなというふうに思います。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 最近の山の施業状態、作業を見てますと、どうしても昔のように人手だけではなくって、どちらにしても大きな機械を入れて伐採をしたり、集積をしたりしております。そのために、山で大きな作業機械を使うために、道を、作業道をずっとつけるんですけれども、そういうことが、どうしても逆に土砂の流出、災害につながるというような危険性のところも、私は、あるのではないかと考えております。

だから、そういう作業の仕方、廣利議員は、そうした施業の仕方、広葉樹林を皆伐することについては疑問があるということなんですけれども、本来、大径木と言っても、ほとんどが大きくなってます。

で、今、ちょっとした山へ入れば、もう下草がないような、真っ暗ではないですけども、既に夏になると、上に葉が生い茂ってしまって、下草がないような状態に山がなってます。

そういう中で、私は早く、そういう雑木、いっぺん伐採をして、新たに、そこにまた、若い木が生えてくるように。

また、これは別に植林を、針葉樹みたいに人口的にすることではなくって、自然的な再生を目指すということが必要かと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、その施業の仕方、これはあまり機械をドンドン入れて、山肌を、非常に大きく切って、災害が起きるような施業の仕方、このへんについては、逆に十分、よく注意しなきゃいけませんし、どういうふうな施業の仕方をしていいのか、こういうことについて森林組合も、ほかのところの組合なんかとも連携をして、研究をしていかなきゃいけない。また、森林組合なんか指導していく必要があるというふうには思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4 番（廣利一志君） 主体となる森林組合の体力の強化というところで、質問ちょっとさせていただきます。

森林組合、現状は理解をしているつもりです。これから、森林経営計画を立て、主体となって間伐を進めていくというところで、体力の強化というところで、自前の事務所を持ったり、高性能機械を入れていったり、人材育成というところが課題になるかなというふうに思うんですけれども、特に、人材の育成、後継者をいかにつくっていくかということについて、町長のお考えを聞かせていただければと。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 今、森林組合の運営は、職員 5 名。女子事務員入れて 6 名です。

で、それらは当然、いろいろと計画をして、森林の契約をしたり、また、仕事を確保したり、そういう仕事に従事しているわけで、実際に、現場で伐採をして施業を行っているというのは、作業班という作業員です。

で、その中で、一般的な管理をする職員を養成することは、何年か仕事に従事していけば、ある意味では、確保はできると思うんですけれども、一番大変なのは、現場での作業員です。この仕事について、私らも山というのは知っています。自分でも、実際に、そういう作業もやってきましたから、かなり危険性も伴いますし、なかなか大変な重労働です。特に、最近では、そうした高性能、いわゆる作業機械も使わなきゃいけないと。そういうことで、すぐに、そういう人を養成するというのは難しい点があります。

森林組合としても、これまで直営で、森林組合の作業班という形で職員を採用して、組合の直営の作業班と、それから請負ですね、そういうその自分で 3 人ぐらいで組みを組んで、山の施業をしていただく方、2 班。これに請け負っていただいて、今まで仕事をしてきているわけです。

だから、そのへん、町の、まずは森林組合としての作業員、職員のそうした技術の向上ですね、そういうことで研修を受けさせたり講習を受けさせたりして、そして、この度も機械を導入して、その技術の習得、こういうことに努めております。

だから、今後とも、その作業量を、当然、増やしていきなさいけませんので、新たな、そういう作業、現場作業員ですね、養成をしていきたいと考えております。

で、既に、高齢になっておられる方が、当然おられまして、そういう意味でも人数も増やさなさいけませんし、それと高齢者もいつまでも、こういう仕事ができないということで、そういう点、急いで今、新しく募集をしようというようなことも、今、考えておりますし、長期的にも、森林組合の組織そのものを、もっと充実していくためには、やっぱり人材、人が必要だということ、このことは、十分に痛感しております。はい。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4 番（廣利一志君） ぜひとも雇用増というところともつながってまいりますので、ぜひとも体力強化のところ、計画を前倒しで、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

で、組合長の兼務の問題については、先ほど、町長のほうからも答弁いただきました。

あえて兼務をしているというところと、相応の時期に専任の組合長というところの答弁もいただきましたけれども、ぜひともこれは、近隣の山崎の木材市場というのが、近畿圏で実は最大量の取り扱いを示している市場なんですけれども、実は、トップの方が集まる機会が年に何回もあるという話を聞いております。

で、この間も、山崎の木材市場に行って話を聞きますと、いや森林組合さん、佐用の森林組合さんみえてないよという話もありました。30 数社の方、社長が集まられるということでもあります。

ぜひ、佐用の森林組合のトップが行く機会を設けてほしい。あえて、ここで再度お聞きをいたしますけれども、兼務を解消するめどというのは、どんなふうにお考えでしょうか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 佐用郡の森林組合の歴史を少しお話しますと、以前は各町で森林組合があって、町の森林行政と一体になって造林を行っていくことを担ってきました。

ですから、森林組合そのものは、組合員の山の木を切って、例えば、市場へ出して、木を売ってというようなことは、全くやってなかったわけです。

で、合併後、それまでは、当然、そういうことで、各それぞれの町長が、組合長を兼務するというので、ずっとやってきたわけです。

森林組合の合併というのは、町の合併以前に郡の森林組合として合併をしたんですけれども、職員も、また、仕事の内容も、そういうことを、これまで引き継いできたというような状況です。

私は、ある意味では、民間の出身というふうに、廣利議員もお話になりますけども、やっぱり森林、山のことをですね、十分にやっぱり理解をしたり経験も積む人が必要ではないかなと思います。

私自身は、自分で山の植林や施業、また、実際に山の木を切って、製材をするところまで、山自体について、いろいろかかわってまいりました。そういう知識といいますか、経験の中で、あえて今の森林組合を、こうした、これまでの森林組合の仕事から大きく変えて行かなきゃいけない。それは、これまで施業してきて、保育してきた木を、どうかして、資源として活用していく、これは山主ですね、組合員さんの利益ということ、これにもつながるような仕事にしていかなきゃいけないという思いで、そういうことで、あえて私が、今、組合長をしています。

もう一つ大きいのは、先ほど言いましたように、組合の経営が非常に厳しい、ある程度の利益が上がっている組合であれば、専任、常任の組合長を置いて、組合長の報酬というもの、当然、相当支払うということが当然です。しかし、それがなかなか支払える状態じゃないので、私がすれば、そういう経費もいらぬというのも、一方に、一つはあります。

ただ、私が組合長になって、やはり、職員のこれまでの仕事の考え方、やり方というのは、変えないかんというところから、いっぺんには変わりませんし、今の仕事もやってもらわなきゃいけないので、ですけども、まず、市場ですね、今、お話の山崎の木材市場、それから智頭の木材市場、これ石谷林業ですね。それから院庄にあります津山の木材市場ですね、こういうところへも、これまでの職員、組合長も、いっぺんも行かれたことないんですね。どういう木材が、どんな取り引きの仕方をされているか。で、木材価格が、今、幾らぐらいしているのか。こういうことに対して、やっぱり調査と敏感な反応をしていかなきゃいかんということがあります。

それで、私は、職員を連れて、津山の木材市場等へ行って、木材の競りの状況、入っている木材が、どんな木がどれぐらいの価格で、どういう状態で取り引きされているのか。それと、毎月の競りごとの木材価格を全部取り寄せると。知らせていただくということ、そういうことをして、どんな木の場合はどこへ持って行ったら一番高く売れるか。そういうことを、今、ずっと研究をさせております。私も、ちゃんと、その毎月の報告を見て、木材の価格は、今、どんな状態になっているのかということのも、当然、関心を持って見ているわけです。

だから、兵庫県内では、確かに、山崎の木材市場っていうのは大きいんですけども、取扱量から見て、決して全国的に見れば大きいものでもありませんし、物によっては、やはり津山なんかのほうが活発です。

ヒノキとか、そういう素材になりますと、価格的にも津山なんかのほうが、ずっと高く取り引きをされている例が、私は非常に多いと思っておりますし、物によっては、いい物であれば、例えば、杉なんかであれば、智頭の木材市場へ出すと。

だから今、搬出間伐、利用間伐の中でも、職員には、その木を、素材を見て、どこの市場へ出したら一番有利に高く売れるのか、そういうことも、やっぱり実際にやってみて、経験しながら、そういうことを考えながらやるように、実際の事業を行うようにということも指示をしております。

だから、そういう意味で、私はずっと、やっぱり町長として、この仕事が、それは選任ですから、なかなか組合の職員と一緒に全部のところへ回って、それやれませんが、現場についても、どこかでやっていた後を見に行ったり、できるだけことは、私は、今、しております。そうした市場なんかについてのことも、私は勉強もしているつもりですし、実際、職員にも指示もしておりますし、それなりに、私は責任をある程度は果たしているとは思っております。

ただ、言われますように、私も、こういう仕事であえてということで、こんな仕事、いつまでも本当に体も持たんということで、できるだけ早く専任の組合長にやっていただけたらいいと思いますけど、そのために、今年の4月から事務局長、そういうその、森林組合の責任を持ってまとめる職員もいないというような状態だったものですから、今、局長制度にして、その局長が組合長の代理を務めるという形で、取り組んでおります。そういう意味では別に、これまで、職員が仕事を一生懸命やりながら、全体の連携が取れてないというようなことはないと思っております。

適任者があれば、いつでもかわっていただけたらいいと思います。ただ、それには、私なりに、それなりの知識なり能力を持った人をお願いしたいというふうには思います。ただ、今のところ、入っていただいても、そんなにたくさんの報酬を支払えるような状態じゃないと。自分で頑張っていただいて、それを稼いでいただかなきゃいかんという一つの条件はあろうかと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4番（廣利一志君） 状況は、よく分かりました。相応の時期に専任の組合長という形で、ぜひ営業力の強化というところを、ぜひ図っていくというところを、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

あと計画書、森林資源計画の中で触れられているんですけども、森林管理に関する条例というところが、実は、放置林、風倒木対策として、独自の森林管理に関する条例とい

うようなところが、実は、書かれています。

で、条例制定に向け、町民、議会、関係者との議論を通じて計画に示した将来像ですね、この佐用町の山林の将来像の共有と議論の活発化を図るとしながら、森林管理に関する条例というところが、実は、書かれています。

もう一つ、これは書かれてないんですけれども、広葉樹の間伐。先ほどの広葉樹のところに帰りますけれども、進めていく補助金がないんですけれども、その間伐をいかに進めていくか、皆伐ではなくて間伐を進めていくかというところで、宍粟市でされているのが薪ストーブの支援、導入支援が 10 万円。それから、豊岡市では 20 万円という補助。薪ストーブの場合は広葉樹を中心に燃やしますので、そういう形で補助、条例を設けております。

先ほどの森林管理に関する条例と、将来的にはそういう形のものが必要になってくるというふうに思いますし、条例、補助金で薪ストーブの導入、そのことで広葉樹の間伐という形は、進められないでしょうか。所見を聞きたいというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 計画の中で将来的な方向として、できるだけ、その整備、こういう事業、計画を具体化して、実際に進めていくためには、そういう条例的なものも制定が必要ではないかなということで、記載はさせていただいております。

具体的な、そういうその利用ですね、その資源の利用方法として、薪ストーブでありますとか、薪ボイラーですね、そうした利用というのは、当然幾らか、需要もあると思います。

ただ、これを、補助金を出して、そういう事業を取り進むかどうか、ここは実際に、今、進めております、この木質バイオマス、この発電エネルギーですね、こういう点に、本当に、どれだけの、この資源を供給できるか、これ本当に相当な、これから、まだまだ努力をしないと、私は、継続的に安定したものを出すということができない状況だと思います。これは県森連が調整しながら、各単位組合が協力しながら、その役割を担っていかないかんのんですけれども、今、どこの組合においても、それが十分に、まだ、達成できるような状態ではないというふうに思います。

そういうことで、まずは、そちらに対する供給について、先ほど言いましたように、私は針葉樹の、人工林の間伐だけで、これを実際に十分に確保していくということは、非常に難しいと思います。特に、針葉樹の場合は、切ってしまうと、これをまた、皆伐をしなかったとしても、そこで、そのところの土地は終わりです。それから、また、新たに木を植栽して育てていこうとすれば、50年、60年という年数がかかるわけです。

だから、広葉樹林というのは、先ほど言いましたように、自然的に再生をしていくということが前提にありますので、そういう物を今後、エネルギー資源として活用する。特にバイオマス発電に活用していくという形を考えていく必要があるかと思います。

そういう中から、いろんな生活スタイルもありますから、薪ストーブとか、家で薪ボイラーとか、これも使われる部分、こういう点については、それぞれの需要を見ながら、それも一つ、それぞれの事業として成り立つような形でできるところは、また、取り組んでいけたらと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4番（廣利一志君） 自然エネルギー財団というところが述べているのがありまして、バイオマスエネルギーというのは熱利用が主であると、この熱利用の熱利用効率は60パーセントから90パーセントと、発電はあくまでもおまけだと。発電効率は、実は10パーセントから30パーセントと。先ほど、町長が供給に不安というのがですね、実は、供給が本当に不安です。

実際、九州では需要と供給のバランスが取れておりません。ですから、そこが一番、実は、大きな問題というか、供給が不安になり、本当は、保水力のある広葉樹を守っていかないといけないというところが、皆伐を行って保水力がなくなると。人工林だけの間伐では間に合わなくなると。実際、そのことが予測ですけれども、九州では、そういう予測が出ていると。そこが実は、一番大きな問題ではないかなと。

ですから、そうではなくって、住民の皆さんが主体になるんですけれども、先ほどの補助金、条例等々で、山をいかに守っていくかと、人工林以外の広葉樹をですね、そういうところが、実は必要なのではないかな。いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 広葉樹、そういうまきとか、直接熱利用をすると。これは一つの、効率的な使い方、資源としての使い方だと思います。これは、歴史的にも以前から、そういうことで使ってきたわけなんで、ただ、今の生活の中で、じゃあ、そのエネルギーとして、どういう形でのエネルギーで使っていくかというのは、やっぱり主体は電気だと思います。

いくら薪ストーブとか、そういうものを導入したとしても、それは、生活の中の一部であって、電気という形にして使うということ。

ただ、先ほど言われるように、熱効率的は確かに、木材のエネルギーを、電気に変えるエネルギーとしては大量の物が要ります。元々、木材のカロリーというのは、そんなに直接はないんで、そのへんが、今、全国で木質バイオマス発電所の建設予定があったりされておりますけれども、その燃料が、膨大な量を加工できるかどうか、その点が、非常に不安なところがあるというふうに、私も思っております。

で、木材のそうした使い方の中で、まきなり、そういう昔ながらの使い方にしていくような形というのは、一方ではまだ、まだまだ、その余地は、これからあると思います。

ただ、廣利議員お話のように、災害に強い保水力とか、そういう広域的な機能ですね、いろんな、こういう問題については、私はいろんな見解があると思うんですけれども、今の広葉樹林と言われるものにおいても、先ほど言いましたように、下が皆、下草がなくなって、針葉樹の林と同じような状態になって、上の腐葉土が流れてしまってますね、土が流れて石がゴロゴロしているような、そういう状態になっていて、今でも保水力が逆に、ドンドンと、針葉樹ほどではないかもしれませんがなくなっています。

ですから、私は、活用の方法で、いろんな形で使う、大量にやっぱりこれから使う必要があると思うんですよ。今、大量にとっても、一気に全部切ってしまうわけじゃないんですけれども、計画的に、再生ができる、こういう期間、ローテーションの中で、計画的に伐採をしていくという形になろうかと思っています。広葉樹については、早く、一旦切って

いって、それから新たな若い木を育てていくという、若返りを図る。これが、何よりも、今、大事なかなと思っております。その中で、使う方法として、そうした直接熱源としてボイラーやストーブとして使う。こういうことも必要であるということ、一つの方法ではないかということ、私も分かっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4 番（廣利一志君） ぜひ広葉樹のところも、森林資源計画で触れられてないところをです。これからまた、いろんな方の意見を集約しながら、広葉樹のところについても、間伐という形で山が守れたらいいなというふうに思いますので、一つ、よろしく願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（石黒永剛君） 廣利一志君の発言は終わりました。

続いて、6 番、石堂 基君の発言を許可します。石堂 基君。

〔6 番 石堂 基君 登壇〕

6 番（石堂 基君） 6 番議席、石堂 基です。

私は、今回 2 点、まず、この場で 1 点、メガソーラー事業による収益活用と、今後の地域展開についてお尋ねします。

平成 24 年度から計画を進めてきた LLP によるメガソーラー事業計画も、施設の建設が進み本格稼働が開始されようとしています。

当初説明では、町有地の貸付料を含めて相当額の単年度収入が見込まれており、その内容については本年度の当初予算にも示されているところです。

さらに、その収入財源の活用方法として、今回、林業振興のための方策も新たに報告されようとしています。今後さらに有益な取り組みを考える必要があると思います。

そこで、次の項目について質問します。

1 点目、実質事業収支について見込みを示されたい。

2 点目、事業収入は長期的な収入財源となるが、次年度以降の活用予定については、どのように計画されているのか。

3 点目、LLP 共同事業者との今後の事業展開は、何か、計画されているのか。

4 点目、町内に点在する遊休農地を活用して、中小規模の太陽光発電事業は取り組むことができないか。

以上、4 点、この場での質問とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） 町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） この度の議会の一般質問、最後のご質問になりました。

それでは、最後の石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、メガソーラー事業による収益活用と今後の地域展開ということについてのご質問

にお答えをさせていただきます。

1点目の実質事業収支についての見込みを示されたいということでございますが、メガソーラー事業は、ご存知のとおり、佐用町と大阪市の電機メーカーでありますI D E C株式会社で共同出資・運営する佐用・I D E Cメガソーラー有限責任事業組合で事業を実施いたしております。

メガソーラーの総事業費は約15億円ということで、佐用町とI D E Cとで出資率同じ50パーセントで出資をして、その中で、出資した3億円と、佐用町からの4億円、借入ですね。それから、金融機関からの2億円、I D E Cから6億円の借入金を資金に、事業を展開しているところであります。

事業収支について、この有限責任事業組合L L Pから見ますと、売電が本格的に始まる平成27年度以降につきましては、毎年2億円程度の売電収入を見込んでおります。

運営経費等を差し引いた収益は、借入金の償還が終わり、投資を回収するまでの、一応、この回収を36年と、借入金の償還をですね、考えておりますけれども、平成36年までは、毎年約3,800万円程度になるものと見込んでおります。

平成37年度以降は、毎年1億6,000万円程度の収益を見込んでおりまして、平成26年度から平成46年度までの20年間で、約20億円の収益が出るという見込みでございます。

この収益は出資割合に応じた配分を行いますので、佐用町への配分は、先ほど申しました20年間の収益の半額にあたる10億円、その他の収入として、土地貸付料、貸付金の利子。それと、固定資産税ですね、そうしたものと事務手数料なども含めると、佐用町分で、総額約12億円程度になるというふうに見込んでおります。

なお、平成26年度の佐用町の収入は、今のところは、土地貸付料と貸付金の元利収入の1,316万円を、今年の特例会計当初予算に計上をいたしたところであります。

2点目の事業収入は長期的な収入財源となるが、次年度以降の活用予定については、どのように計画をしているかということでございますが、この事業におきまして、木製架台を採用した本事業の大きな主旨でございます荒廃した森林の整備を念頭に置きまして、森林整備事業を展開する一方で、中・長期的に取り組まなければならない子育て支援や教育、また定住促進施策などへの活用も視野に入れておりまして、今後、その本格的に収益が上がってまいりますので、それに合わせて十分検討をしてみたいと思っております。

3点目の、このL L P共同事業者との今後の事業展開は計画をしているかのご質問でございますが、L L Pでは、事業内容の一つに太陽光発電事業による地域振興事業ならびに林業振興事業を掲げております。木造建築構造を採用した太陽光パネルの架台に関しましては、L L Pが特許及び意匠を所有しており、現在、全国的に増える太陽光発電事業への普及を図るとともに、林業振興への一助になればとも考えております。

さらには、町の活性化につながるよう、I D E C株式会社をパートナーとして、優れた技術やアイデアを採用した、農業等の事業などにも取り組みができないか、そういう検討も進めてまいりたいと考えております。

最後の、町内に点在する遊休農地を活用して、中小規模の太陽光発電事業には取り組むことができないかという点についてであります。これを、事業をですね、L L Pで行うかどうかは別にして、遊休農地であり、また、当然、荒廃した農地であれば、この太陽光発電事業に活用すること、これも一つの有効な活用方法ではないかと思っております。

ただ、荒廃した農地等、遊休農地もですね、谷合にある場合が非常に多くて、やっぱり一つの大きな条件といたしましては、日照時間、日当たりが確保できるかどうか、こういう点が、一つの大きな選択ができるかどうかの問題であろうかと思っておりますと同時に、もう一つは、やはり農地でありますので、法的な規制も当然ございます。そういう点、農業の

振興と、また、遊休農地を、今後、何らかの形で活用するという両面で、この太陽光発電事業、こういう点については、慎重に検討をし、この事業として条件が整えば、そういう事業にもLLPとして取り組むことも可能ですし、また、町独自で取り組むということよりか、地域で取り組んでいただくということも、これも一つの方法かなというふうに思っております。

既に、個人で太陽光発電事業に取り組まれている例も、たくさん出ておりますけれども、少し、規模が大きくなりますと、非常に大きな資本が必要になりますので、なかなか個人だけでは、こうした遊休農地、かなり広い農地が、もし可能となった場合に、太陽光発電事業をするということは、非常に難しい点があると思います。

そういう点、今後、慎重に、また、検討をすればいい課題ではないかなというふうに思っております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） それでは、早速、再質問に入りますが、その前に、この定例会から一般質問は、議員に対する質問時間が30分ということで、一応、議員自ら制約を加えて、議会の効率的な運営ということを目指しています。私のほうは、やりたくても30分しか話できません。何とかこれが、答弁も含めて1時間以内に終わるように協力をお願いして、再質問のほうに入りたいと思います。

まず1点目なんですけれども、実質事業収支の見込み、おおよそ数字を挙げて示していただきました。その中で、2、3点、再確認も含めてお伺いをしたいんですけれども、まず一つは、当初の説明の中では、15億円の設備投資のほかに専用の送電施設、これについて2億円相当の経費負担が必要なんやという話があったかと思うんですが、その部分について、今、触れられてなかったんで、これの取り扱いがどういうふうになっているのかというのが1点と。

それと、もう一つは、これだけの20年、通算で相当額の収入、実質収支の報告があったんですが、単年度で見ても平成36年までで3,800万円、そのうちの半分としても1,600万円、毎年入って来ると。この収入が財源として、交付税なんかには与える影響というのは、具体的には、どういうふうになるか。

ちょっと、その2点について、説明をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） まず、この15億円の事業費、これはこの太陽光発電事業、売電をして収益を上げる、この事業全体にかかる総額、ちょっと15億円、かなり厳しくて、現場事務所等を、これから、まだ、作らなきゃいけないとか、そういう点は、若干、まだ、残っているんですけれども、その送電線、専用の送電線のほうも含めて、15億の中で、今、事業を進めております。

で、これ関西電力、当初、2億円ぐらいかかるということのを、先ほど、お話のように、当初の打ち合わせでは、関西電力のほうから、そういう話を聞いておりました。

しかし、何とか、2億円もかかると、ちょっと全体の、この事業費からして大きすぎますので、この経費を削減する方法はないのかということで、関西電力のほうで、いろいろと検討をしていただいて、送電線経路を一番近いところに持って行ったり、その工事の内容もいろいろと検討していただき、それによって、1億円まで、幾ら8,000万円？

〔「8,870万円」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 8,870万円まで軽減をしていただきました。

それによりまして、15億円の全体の事業費の中で、粗方の事業は、一応、含まれているというふうに、そういう事業としてできるようになったことを報告させていただきます。

それから、当然、この収入、独自の収入があれば、これは当然、交付税にも跳ね返って来るので、丸々、これが町の余分のお金として使えるということではありません。

特に、この固定資産税ですね、償却資産税。これは、ここが増えれば、町の、そういう交付税に、それは当然、全部じゃないんですけど、減額されるということです。75パーセントは減額され、25パーセントは丸々有利になるということだというふうに思います。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6番（石堂 基君） ということは、私、質問の一番念頭に、相当の収入があるということを見込んで書いたんですけども、実質、自由なというか、一般財源として、ある程度、長期的に見込めるというのは、少なくとも平成36年ぐらいまでは、そんなに大きなことは、それを見込んでできないというふうな、そういうふうになりますか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 1年に割れば、先に償還をしていきますので、平均すれば相当な額になるんですけども、先に償還する間の36年までという、36年よりか、もうちょっと早く償還が終わるかもしれないです、この事業。もっと売電効率がよくなれば、実際に、今、ほかのところでやっておられる例を見ても、また、佐用町がやりました上月の太陽光発電を見ても、計画から、約1割ぐらいは収入多い状態です。それぐらいで、ある程度、計算をしておりますので、償還が7年とか8年とかと言いますが、それが1年ぐらいは早く終わる可能性もあります。

ただ、そういうことで、それまでの間については、年間千何百万円、それも実際には、交付税等から厳密に計算すれば、丸々それが町の余裕財源と言うわけではないということ、実際には言えるんですけども、ただ、町として独自に得た収益ということには変わりないんで、私は、そういう形で町民の方にもきちっと示させていただいて、この収益の中で、こういう事業を行っています。だから、今回、提案させていただきました森林整備にかかわる補助金制度ですね、これも年間、今、500万円ほどを予定しておりますけれども、考えております。

それから今、少し検討、早急に検討させていただいて、来年度から実施したいなと思っ

ているんですけれども、教育委員会のほうで、子供たちの教育、子育てに対して、支援を長期的に、ずっと継続できる、この財源をもとにしたいなど。それは、副教材です。小学校も中学校も子供たちが勉強する中で、いろんな教材が使われます。それが全部、今、父兄、個人負担ということになっています。そういう物を町のほうで支援ができるようなことを考えようと、教育委員会と一緒に、今、検討をしております。そういう財源にも使っていきたいと。

〔副町長「売電収入（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 売電収入そのものは入りませんよ。

だから、固定資産税は入るんだけど、収入は基準財政収入額には入らないということなんで、だから、75パーセントになるわけじゃないですよ。

だから、固定資産税の500万円をですね、この500万円は入るわけです。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6番（石堂 基君） ということは、一旦、収入というのか、手元に持てる自由なお金が出たかと思っただけ、そうではなく、それなりのものは入って来るといっていいですね。はい。

で、さっき答弁の中で、この財源を活用して、今、教育委員会ということで、できたら、その話を、私が言った後に返していただいたらよかったですけれども、実は、僕は、最優先は子供だと思っただけですよ。

まず、何に使うかという、もう本当に時間的余裕はない、今、これから生まれる子、今、小さい子、これから教育を受ける子、せめて数少ないその子供たちに、何とか、この行政として、今以上のものを与えていく。さしずめ、この財源が、そういうような形で使われるということ、今、お聞きしたんで、非常に安堵心でいっぱいでございます。

じゃあ後、事業の展開として、このLLPの中で、共同事業者のIDECということで、これ共同事業を組む、当初の説明の中で、できればIDECなんかのノウハウ、あるいはその技術的なものも活用して農業にということ、話をされていたと思うんですよ。

で、今日、もしかしたら、その具体的な内容も、もうちょっと示していただけるかなと思っただけなんですけれども、まだ、具体的な内容まで踏み込んで、そういうようなところで協議は進んでいないということですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今、農業の問題というのは、これは地方再生ですね。活性化の問題でも、次々と国においても、いろんな政策が出てくるんだと思います。それを予測してということではないんですけれども、町としては、そういうことがあるなしにかかわらず、この新たな農業に取り組んでいきたい。その中で、IDECがパートナーとして、この事業を行う中で、前提としてこういう、そういうことに取り組まれているということが、このパートナーを選んだ、大きな理由になっております。

で、実際に、一番基本になりますこの太陽光発電事業が、一つきちっとできていかないといかんのんですけれども、それがもう、ここまで、11月から完成して、次の段階に入りたいということで、先般もI D E Cの社長とお話をさせていただいてですね、会社としても、いろんなことを、やっぱり考えておられます。

それは、ここは電気メーカーですから、このメーカーだけで全てのことができるわけじゃない。いろんな流通とか大きな商社、そういうところも、人的な、いろんなつながりを持ってまいすし、会社自体も、そういうところから人を入れてやろうという意欲を持っておられます。

そういうことを、聞かせていただきながら、町が、どういうふうな形で、そういうものと一緒にやっていけるのか、これからやっぱりこれは、十分研究していきたいと思っておりますし、町にとって非常に大きな可能性が、私はあるということで、今後、努力していきたいと、その件については、具体的なことになっていけば、当然、皆さん方に、いろいろとご相談させていただきなきゃいけませんし、また、内容、皆さんの意見も聞かせていただきなきゃいけないと思っておりますけれども、まだ、具体的に、ある程度の、そういう、こういうことがということは、当然、できる、考えたいということは、案としては、構想というような形では受けておりますけれども、まだ、それは、いろんな形で、広くお話をできるような状態ではありません。

しかし、そういう形の事業展開を、今後できるように、また、取り組んでいくという方向については、報告をさせていただきたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 分かりました。

4点目と関連をするんですけれども、じゃあ、せめてそれのかりに、この事業というんですか、その取り組みも一つ加えていただきたいというのが、先ほどは、十分に有効な方法の一つやということで再答弁ありました。

要はその、L L Pと地域の遊休農地を活用した小中規模の発電事業、これは実際に今回やっている技術的なものは、何も問題ないんですから、それを、その地域に、少し2、3反、2,000、3,000平方メートルの団地化で集約されたところに事業展開していくということで、事業の推進自身は、何ら問題なく進むことかなと思うので、これを、町長の先ほどの答弁では、ある程度、地域が主体になってということも言われましたけれども、やっぱりその地域で取り組めるところというのは、相当の基礎体力があるところじゃないと無理でしょうから、用地の選定段階から含めて、やはり相当行政なり、こういう事業主のほう提案して行ってできていくのかなと思います。

適材地というのは、多分その現状では分散しているものを、ある程度、流動化を進めて集約していくというようなことが、地域も含めて、取り組みの一つの要素かなとは思っておりますけれども、先ほど、有効な方法だということでの答弁をいただいたんで、そこで止めておいてもいいんですけれども、ぜひその、I D E Cとの共同事業を考えていく、農に入って行く一つの切り口として、それを積極的に、来年度考えていただくということは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君）

町長。

町長（庵途典章君）

来年度すぐ、そういう事業に取り組めるかどうかという、時期的なものは別にして、将来的には、今は売電という形でこの事業が行われているんですけども、農業に、その太陽光発電、このエネルギーをですね、農業に直接使うということの一つ視野に入れてます。そうなってくると、農地とともに、その横で太陽光発電を行うと。

ただ、そういう場合に、農地の場合は、そうした荒廃したり、もう遊休農地というのは、増えてきているんですけども、どうしても先ほど、法の網をかぶっております。農地法の中で農振農用地、また、第1種農地、こういうところについては、なかなか当然、転用許可というのが難しいです。

今、それをクリアするのに、よくちょっと新聞なんかで話題に出しておりますように、下で耕作しながら、高い所に太陽光発電のパネルを設置するとか、でも、あんなことをすれば、もう経費ばっかりかかって、それは無駄というのか、事業としては、私は、あまり成り立たないと。技術的にはできたとしても、採算的には合わないと思います。

それと、もう一つは、国も最初に買取価格 42 円というものを打ち出して、それに乗って、皆一斉にスタートをしたんですけども、それが、申請されたのが、今、実際やられているのが、ほとんど、そういう単価の中で、非常にこれ、もうかる事業としてスタートしているんですね。

しかし、実際これからは、毎年、去年も下がって、今年も下がりました。今、32 円。10 円ぐらい下がりました。この 10 円というのは、非常に大きいんです。だから、一気に、全国的にも、この熱が、ちょっと冷めてきたというのが、現状だと思います。新たに、その事業に取り組むということについてはですね。

ただ、32 円でも、そのパネルの価格とか、また、こうした架台なんかも安くできる方法で、だんだんと施設設備が当初の投資が安くできるようになってますから、まだまだ事業としては、いわゆる収益が上がる、採算の取れる事業になりますし、国においても、これはまだ、幾らでも太陽光発電ができるわけではないんですけども、まだ、自然エネルギーの一つの代替エネルギーとして、国の政策として進められる以上、採算の取れないようなことを示したのでは、少なくとも誰もしませんので、採算の取れる事業というのが、今後継続はされるというふうには思っております。

ですから、農地の中でも、そうした農用地から除外するとか、町としても手続的に、その町しかできないことですね、農地を、そういう活用するためには、農転をしなければいけない。そういうことを、必要なところについて、できるところで適地であれば、そういう手続きもして、それで、例えば、今、LLPで事業を行っていくという可能性も、これはまた、話もしてみたいと思いますし、地域が、私もできればと思いますけど、確かに資金も要ることですから、借入しても成り立つんですけども、地域で誰かが代表になって、責任持って借入してというのは、なかなか難しい点もあろうかと思っておりますので、町が、この運営、事業をドンドンとやっていくこと自体も、いいのか悪いのか、ここは十分検討しなきゃいかんとこだと思いますけども、ただ、本当に荒れた農地を、じゃあ何に使っていくのか。全く使う方法がなくって、また、管理だけ、管理もできないような状態になっているところで適地、そういう日照の日当たりのいいようなところがあれば、私は、そういう利用方法として、今、石堂議員が言われたような提案がありますように、そういうところを、この事業に使うということは、一つの方法だということについては、申し上げておきたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 先ほど、答弁の1番目にあった、そのいろんな農業用施設に使う電気を得るための太陽光の発電設備自身は、農用地域の中でも、何ら問題なくできるんで、それはその、例えばモデル的に町がやるというのもありだと思ひ、そういうような大規模に農業を展開しているところに提案をしていくというのもありだと思ひんですけども、私これずっと、かねてというのか、これで3回目になるんですけど、提案しているのは、結局は、その遊休農地を、どうやって管理していくか。

確かに、その多面的機能保全なんかのんで、地域での取り組みというのは、今現在もやっているし、これからも継続されていくと思ひんですけども、やっぱりそれも限界があるし、特に集団的になった遊休農地、今後出てくるんは、やっぱりほ場整備が完了しててもかかわらず耕作されない農地というのが、相当数あちこちで点在してきましたので、そういうようなのが出てきた時に、そうしたところを、どうやって使うか、放置したままにするのか、いや、それにしては、あまりにももったいないということで考えた時に、やっぱりその農業に使えるのが一番ベターなんでしょうけれども、その労力がないということになれば、やっぱり面的な部分を、こういうものにでも使って、少なくとも維持管理、あと少し経費を生み出しながらやっていける。そういうふうな取り組みが、町内少しでも増えていったらなという観点から提案をしているものなんです。

全く、この方法が論外じゃなしに十分に有効な方法であるというふうな答弁をいただいたんで、次年度以降のいろんな事業提案に期待をするということで、こちらのほうの質問は終えたいと思ひます。

それでは次に、2点目の質問に入らせていただきます。

里山等小規模対象の森林整備事業助成について伺います。

木質バイオマス事業での活用や防災面からの森林整備、森林資源の有効活用を進めるため、林業振興が積極的に展開されています。

今定例会においても、森林保全間伐促進事業や高性能機械整備事業が提案され、従来にない積極的な取り組みが進められようとしています。

そこで、次の項目について伺います。

まず1点目、大規模な森林整備については、経営計画を念頭に進められているが、里山や私有林などの整備についてはどのように考えられるのか。

2点目、小規模整備を推進するためにも、中間貯木施設が必要ではないか。

3点目、さらに、小規模整備を推進するためには、搬出等に係る支援策が必要ではないか。

以上、3点、よろしくお願ひします。

議長（石黒永剛君） 答弁願ひます。町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 2点目の里山等小規模対象の森林整備事業の助成についてというご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと、その前に、先ほどの太陽光発電の問題について、少しちょっと、もう一つだけ付け加えさせていただきますけれども、石堂議員も言われたように、ほ場整備されたような田んぼでも放棄されたと、ほ場整備をしている田んぼというのは、本当に非常に問題

になっているんですけれども、これはほ場整備をしている以上、いろいろと補助金が入っていますから、農用地に指定を受けております。

だからそれを、また、町としては、そういう中で、全部を外せるわけじゃないんですけれども、当然、手続的には、法的にクリアをしていくという、このことは前提がありますので、そのことだけは、ちょっと申し上げておきます。

それでは、まず、里山林等の整備という点についてであります。里山林等の整備方針について、先の廣利議員の答弁でも申し上げましたとおり、多様な事業を複合的に活用しながら取り組んでまいりたいと考えておりますが、県の実施する各事業の採択件数が毎年、1件程度しかないということがあります。

財源となる県民緑税は平成27年度で課税期間が、一応、終了することになっておりまして、事業の継続性が現在のところは不透明な部分もございます。

また、町内今13団体で取り組んでいただいています、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業も、現在のところ平成28年度で終了する予定であります。

そのように、現在のところは、先に申し上げました事業を複合的に活用して取り組んでまいりたいと考えておりますが、事業終了後を見据えた里山林等の整備について、継続的な事業展開が可能となる仕組みや制度を、今後、考えていかなければならないというふうに感じております。

そのためには、森林所有者や地域住民が、里山整備によって収入を得ることができるように経営の仕組みを整える必要があり、その拠点となる、石堂議員が、今、ご提案の中間集出荷施設ですね、貯木場、そういうその設置も当然、そういう事業においては必要になるかというふうに考えております。

また、それらの仕組みの検討にあわせて、必要に応じて行政からの支援を、これも当然、検討していかなければならないというふうに思います。

なお、林業事業体による自主的な広葉樹林の施業は、シイタケの原木採取のための皆伐以外もなかなか広くは期待ができませんが、住民の皆さんの協力による施業が不可能であろうかと思っておりますので、そういう点においては、森林組合等も、当然、こういう事業にも対応ができるような体制もつくっていかねばならないというふうに思っております。

以上、非常に簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 私も、戻りますけれども、先ほどの遊休農地の関係ですが、当然、補助金適化法の関係で、15年というふうな規制があります。全国的に見れば、北陸、それから東北を中心にして、既にその適化法の期間を満了している、いわゆる旧でいうところの区画整理、ほ場整備終了しているところで、農用地除外して、そういうような形に展開しているようなところというのは、数多くあります。

相当の理由が必要ですし、周辺に対する営農の状況なんかも含めて区域が解かれるという条件になるかと思っておりますけれども、十分可能な範囲だと思うので、よろしく願います。

[町長「はい、分かっております」と呼ぶ]

6番（石堂 基君） すいません。

本当に、先ほど、廣利議員の質問の中でも、組合長の進退問題までいくような、非常に標高の高い質問が議論されたんで、じゃあ私、この標高の低い質問を、どうやってここでしようかなということ、裾野あたりから攻めていきたいなといいながら、もうかねてから10回継続になりますんで、標高の低い話もできない。

実際には、本当に先般示された、この佐用町の森林資源活用計画、先ほどのやり取りの中では、十分なものではないということが言われましたけれども、私自身は、前回の一般質問の時にも述べさせていただいたように、現状の中で、本当に佐用のいろんな資源の有効的な活用を考えるあらゆる方策が、今の実力をベースにして示されている内容だというふうに思っていますし、また、これを前提にして、今現在の、これから、今現在と言いますか、これから林業振興というものを企てていこうという姿勢が見えているということに大きく評価をしているところです。

これ再質問の前に今回、その森林組合に対して、高性能の機械、整備事業の補助を650万円。議会としても、一応、補正予算という形で認定をさせていただいたわけなんですけれども、たまたま先般、機会がありまして、同僚の矢内議員、それから小林議員と一緒に宍粟市のほうに、この大型機械のデモンストレーションを、多分、新聞でご覧になったかどうか分からないんですけども、一宮のほうのグリーン興産という企業さんが主催されたみどりの集いだったですかね、そういうふうなイベントがありまして、そこで大型機械の、そのデモンストレーションがあるということで3人一緒に行かせていただいたんです。

本当に確かに、林内作業、従来、僕もこうやって長々と、この問題しゃべっているんですけども、目の当たりにして見るというのは久しぶりで、通常、ユーチューブなんかで情報を仕入れるだけだったんですけども、目の当たりにして、いかにこの高性能機械が有効的な手段なのかというのんが、よく分かりました。

さらに言えば、今回、その森林組合のほうで予定をされているのは、そのグラップルまでなんで、そこにどうしても、やっぱりプロセッサが要るだろうと。これ、多分、小林議員も矢内議員も同じ感想だと思うんですよ。

やっぱり本当に、山で、そのデモンストレーション自身は、プロセッサとグラップルと、それからあと、グラップル付のバケット、土を掘るほうですけども、あれ3台だったんですけども、もうその3台あったら、あとはチェーンソー1台で自由にできるということか、そういうふうなことが予想されるし、現実そうなんだろうと思います。

だから本当に、これ森林組合に対する設備投資じゃなしに助成なんで、後は組合がどういうふうに活用していくかで、どういうふうに技能を習得していった活用していくかという問題になるかと思えますけども、まだまだ、助成すべき点はあるんじゃないかなという印象を持って帰ってきました。

それは、ちょっと感想だけで述べさせていただいたということで。

先ほど、答弁いただいた中での再質問になるんですけども、まずこの森林経営計画の関係ですけども、25年度については2件の実績。で、この26年度、一応4件を予定して計画推進をやっているということで、先般聞いているんですけども、一応、この9月現在、この4件の経営計画樹立の進捗状況というんですか、そのあたりはどのようなふうになっていますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 今現在におきましては、3件が協定済みで計画内容を詰めてお

ります。

あと2件につきましては、地元説明会なりを行いまして、協定を目指した協議を行っております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） ということは、当初予定していた、確か、メモ書きなんですけれども、4件というふうに聞いていたんですけれども、順次新たに、新しい地域なんかにも取り組みに入っていて、増えているということで、実績想定すれば、まだ26年度計画樹立の地域が増える可能性が十分にあるということですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（石黒永剛君） 横山農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 一応、年100ヘクタールの間伐を目指しておりますので、今まで締結しました経営計画も含めて、100ヘクタールになるような計画で進めております。それと後、これは今年で終わるわけではありませぬので、次々続きますから、順次、計画ができるところにおきましては説明会を行っておるという状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） いずれにしても、この森林資源活用化計画を実践していく中で、やっぱりその、針葉樹のほうの大規模施業というのが柱になって、組合が動き出して、事業量が増えて技術が伴ってくるということがベースになってくるんで、まず、この計画を最優先にということで、25年度から積極的に進められているので、本当に当初の予定どおりいっているのかどうか分からないんですけれども、新たに計画地ができて、施業、事業量が増えていくということが考えられるので、大きな歩みになっているのかなと思います。

そこで、関連して、今度じゃあ、小規模、中規模の場合がどうなっていくのかということで、細かな事業展開は別にして、二つ目に、中間土場の提案をさせていただきました。これについては、当然、私が、今さら提案するまでもなく、この森林資源の活用化計画の中にも示されていて、多分このフローチャート見れば、結局、この土場を整備するかしないかによって、相当のコストの違いも出てきますし、非常に重要なポイントかなと思うんです。

で、当然、この計画書の中のフローチャートというんか、イメージ図に入っているし、具体的なイメージも、ある程度のクリーンセンター跡というようなことも、これまでに町長言われてますので、じゃあ実際、どうします。本年度中ぐらいに何か整備できます。と言うのが、そこに置く場所があるから、じゃあ小さい物でも集めて持って行って、あそこにとりあえず置いてということができるといことも考えられるし、そういう物がある程度量が出始めたから、そういう土場が必要だなという考えもあるし、そのあたりを、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

[町長 挙手]

議長（石黒永剛君） 町長。

町長（庵途典章君） 私は、これもみんな、やっぱり経験をしていかないと、実際やりながら、また、考えていかないといかんところがあって、計画だけ先に、いろんなもん、きちっと整備して、スタートするということになると、なかなか、いろんな、まだ誰も経験してないことがいっぱいあるんで、議論が、なかなか難しいなと思います。

で、そんなに経費をかけなくて、まず、そういう中間集積できる所、土場をつくれば、そこに今、里山林だとか、こうした山村多面的機能なんかで、伐採、集落の地域の伐採なんかも、新たな所も今年も計画をいただいておりますし、そういう所からでも持って行ってもらえば、もっともっと皆さんの関心が高まりますし、ドンドンと量も増えてくる。その後。だから、最初は、そんなに大きな量を扱わなくてもできるようなことができないかと。それを早くやればなというふうに、私は思っております。

で、そのためには、前にもお話しましたように、クリーンセンターを活用するのが、一番簡単というのか、経費もかけずに、量もはかりもありますから、だから、これができないかということで、一応、担当のほうに言っておりますので、できるだけ、今年度、すぐにできるかどうかということですが、できるだけ、今年度でもスタートができるような方向で検討はしていきたいと思っております。

森林組合に、これを管理するとかというのは、なかなかすぐにできないかもしれません。人員の問題。そこに、ただ、その取り扱った材木を、また、組合が、それぞれの燃料、バイオマスなり赤穂へ運ぶなり、こういう、その搬出とか、そういうことについては、また、組合としても、一緒に事業としてはできると思うんですけれども、とりあえずは、持って来ていただいて、そこで量を量って、それで引き取ると。こういうことについて、クリーンセンターの、そういう場所と施設が使えれば、また、人員も使えれば、そんなに難しことではないんじゃないかという考え方で、今、担当のほうには話をしております。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 私、そういうふうな未利用材を、どこか蓄積する場所、3年、4年も置けば腐っちゃうから使いものにならないんですけど、せめて1年以内に燃料原料として出すことが可能なんで、今、山に放置されているものとか、あるいはその原木切った切りかすとか、そういうような物を集めれる場所を早く整備する必要があるし、また、したほうがいいんじゃないかなと。

実際、これだけの経営計画を樹立して、組合が事業を請け負って施業を、補助間伐をやっている。

で、その補助間伐やっている中にでも、やっぱりその、根株とか梢端とか枝葉とかというところでも山に残っているものが、まだあると思うんですよ。実際には、それも、タンコロぐらいは出すとして、でも、それも市場には行かないですからね。

でも、タンコロなり根株なりまで含めて、ある程度出して、そこにストックしておくことによって、それは、また、有価で取り引きされるわけですから、今現在、組合がやっている作業の中でも、そういった値段がつくものが、まだ、山の中に放置されようとしてい

るので、それはもったいない話かなというふうに思います。

まあ、何とかそれを、町がかかわって、中間貯木場と言っても、ほんまに設備投資が少なくて、今ある施設を有効的に活用することでできるので、そこは、早く具体的な使用方法を明記して使えるような形ですればいいのかなというふうに思いますし、そういうお考えなんで、これ以上は申しませんが。

そこで、あと提案として聞いていただきたいんですが、結局、中小規模の里山整備であるとか、山林整備、経営計画以外のものを、こうした取り組みを、どういうふうな形で助成するかということで、私は、この質問の中に、そういうようなものを助成する支援策があってもいいんじゃないかということで書いたんですけども、もう一つの考え方として、実は先般、北但の森林組合の実績というんですか、いろんな取り組みを聞く機会がありました。細かな取り組みは別にして、一番、一つ関心したのは、要はその、組合が地域に提案をしていくという形ですね、これはちょっと、イメージは伝わりにくいかも分からないんですけども、補助事業として、いろんな補助制度を設けてますよというふうに、組合あるいは行政が窓口を開くんじゃなしに、それ以上にお宅とこの山、こんなことができますよと、お宅とこの地域でできますよというふうな形で提案して持って行くというんですね。

で、その延長線上が、当然、森林経営計画であり、それから小規模のその地域の山林整備であるんですけども、結局、それを提案して、じゃあ、やりましょうという合意形成を地域でもらって、それを森林組合が請け負うというふうな形で、集落林業、提案型林業というふうに北但の方が言われてましたけれども、やっぱりそれが、今、メインだ。やっぱり、そこまで出向いて行って、動いて行ってやらないと、なかなか地域としては、みんなの合意形成を取るのが、地域単独では難しいかなというふうに思いました。

だから、何とか、この佐用町の森林組合も、そういうような動きが取れるような組織体になっていけばいいのかなと。

で、もう一つの提案は、中小の規模の山林、里山なんかに関しての木ノ駅です。この事業でイメージとしては、僕、担当者の中にあっただと思うんですよ。一時の資料の中にも、また、この活用計画の中にもあったので、この木ノ駅について、もう少し具体的な取り組みを、今、考えていないのかなと思うんですけども、そのあたりは、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（石黒永剛君）                      町長。

町長（庵途典章君）                      先ほどの、一つは山林に残されている株とかタンコロみたいなもの、こういうようなもの、それを持ちだして、それぞれ資源として使えば、これはある程度のお金にはなるんですけども、非常にまあ、採算からいくと、なかなか取れないですね。ですから、個人の方が、それほど、その1日幾らになるとか、その事業だけで、その作業だけで、お金が幾らになったということを考えずにやっていただけるような、小規模で、もったいないから持って行った、それが幾らになっても、お金の少しなっただけはぐらいなところで考えていただかないと、なかなか、それだけでは採算が、今の単価では合わないというのが、一つあります。

それから、森林組合なりが地域に出て行って、そういう作業を、いろいろな作業を、いろんな施業をしていく提案ですね、この点については、今、先ほど、課長が申しました、森林経営計画、これも、それぞれ次々行って、かなり地域の皆さんの反応は、いいということ、そんなに反対はないわけです。

ですから、まずは、この今できるところを森林組合のほうで、組合と農林振興課のほうで選定をして、この範囲内で、これぐらいな森林簿なんか見ればだいたいの森林状態が分かりますから、その中で、その計画が一つのくくりとしてしやすい所を、まず、選定して地域に出て行くと。それは、一つの地域に対しての提案と一緒にですね。

それで、全部のところをして、ほなすぐに作業ができるかじゃないんですけども、まずは、前提として、それで経営計画をしておかないと、その次々と計画的な施業ができないということなので、まだまだ、そういう計画箇所を増やしていきたいと。

そういう中で、当然、地域に提案して、皆さんに関心を持ってもらって、同意をいただく、合意をいただくという形になりますので、その作業は、今、行っております。

で、先ほど言いましたように、地域の、もう既に、今、話している所でも3カ所ぐらいは協定ができたということなんで、今年中に何も、全てしなくてもいいんですけども、いろんな所へ話を、提案をさせていただいて、今年できなくても来年できればいいですし、その箇所は、ドンドン増やしていきたいと思っております。

それと、もう一つ、これはちょっと質問の中の直接的なお答えじゃないんですけども、その提案の中で、町の、これから取り組まなきゃいけない施策と合致するというんか、そういうことにもなるかと思うんですけども、この災害の中で、裏山がですね、非常に木が倒れたり、土砂、今回の広島のような、あんな大規模なものについては、なかなか難しいんですけども、小さな土砂崩れですね。家の裏に雑木林も里山林で、こうして整備もされておりますけれども、集落で全部できない、この広い範囲で補助金もらってやるということは、それは一番いいんですけども、こういう事業も、これから一応、これが継続されるかどうか、まだ、分かりませんが、今、とりあえず何年間ということでの、もう来年終了するとかというような状況になっているんですね。

で、町として、そういう大きな木になってくると、木が家に倒れたり、また、それが土砂崩れを起こしたり、そういう危険性が非常に高いので、そういうところに対してぜひ防災面からも、そういう木を伐採するというような事業ですね、どこか近くでも、今、取り組み、宍粟市かな宍粟市がやりだしたんですかね、地域で、その事業としては取り組んでいただくんですけども、裏山整備ですね、家の裏山、これは防災面から裏山整備を行うと、こういうことを、やっぱり町としても、やっぱり考えて行かないと、最近の土砂災害の状況を見ますと、これからますます、そういう危険性が高くなるのかなというふうに思っています。

そうすると、そこで伐採した木を、そんなに大量な物ではないんですけども、どうそれを処理するか、そういう中で、そういう中間土場とか、木の駅とか、そういうものも必要になってくるのではないかなと思います。はい。

[石堂君 挙手]

議長（石黒永剛君） 石堂君。

6番（石堂 基君） 再質問した木の駅については多くを語られず、町長提案の裏山の整備のほうを先語られて、どっちが答弁しよんやら分からんようになったんですけども、もう時間的に、そんなにないんで整理をします。

木の駅については、これはまた、いろんな考え方があって、本当に岐阜とか高知とかやられているところの先例もあるし、篠山の例もあります。

幸い、この佐用町にしたら、これまで、その町内の商工会の会員さんのところで使える商品券をプレミアムという形で、ああいうふうなチケットも出していますんで、ああいうのに

展開していく木の駅プロジェクトというのもありかなというふうに思っているんで、そのあたりは、また、次回提案したいかなというふうに思っています。

先ほど、町長から提案があったやつ、ちょっと具体的には、私もよう思い出さんのですけども、あったと思います。

だから、そういうようなことを、本当に林業振興云々じゃなしに、防災の観点から、当然、今、周辺を整備しなければならない状況にあるところはたくさんあると思うんですよ。急傾斜地を含めて。そうした中で、木の処分、本当に地域でやりたいんだけど、木が大きくてできないとか、やっぱり相当量の経費が要するというところがあります。やっぱり、そういうところを専門業者に委託してやる。それを助成する。出た物については、当然、有価で、後取り引きができるようになるんで、それを蓄えるための中間貯木場が、必ず早急に要するという結論に、今日は至ったということで、私、一般質問を終えたいと思います。

どうもありがとうございました。

町長（庵逄典章君） はい、どうもありがとうございます。

議長（石黒永剛君） 石堂 基君の発言は終わりました。

これで通告による一般質問は終了しました。

これにて本日の日程は終了したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

お諮りします。議事の都合により明日9月 26 日から9月 29 日まで本会議を休会したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は9月 30 日、火曜日、午前9時 30 分から開催しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さんでした。

---

午後03時15分 散会